

## 会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成29年9月11日(月) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 4時54分

出席者 委 員 委員長 広瀬昌子

茂呂健市 青木一男 白石幹男

大川秀子 天谷浩明 小堀良江

福田裕司

議 長 海老原恵子

傍聴者 大谷好一 小久保かおる 古沢ちい子

関口孫一郎 平池紘士 針谷正夫

大阿久岩人 千葉正弘 入野登志子

福富善明 永田武志 梅澤米満

中島克訓 高岩義祐

---

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 金井武彦

副主幹 岩崎和隆 主 査 藤澤恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

交通防犯課長	橘	唯	弘
保険医療課長	藤平	恵	市
環境課主幹	金田		卓
斎場整備室長	大豆生田	雅	志
人権・男女共同参画課長	大山		勉
大平市民生活課長	大久保	勝	弘
藤岡市民生活課長	勅使川原	幸	子
都賀市民生活課長	柏倉	芳	枝
西方市民生活課長	落合	博	昭
岩舟市民生活課長	縫田	靖	夫
障がい福祉課長	吉澤	洋	介
生活福祉課長	島田	林	治
地域包括ケア推進課長	首長	正	博
健康増進課長	福原		誠
子育て支援課長	石川	いづみ	
保育課長	出井	英	男

平成29年第3回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成29年9月11日 午後1時開議 全員協議会室

日程第1 認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

日程第2 認定第2号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第3 認定第3号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第4 認定第4号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明  
聴取

日程第5 認定第5号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決  
算の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬昌子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

---

◎諸報告

○委員長（広瀬昌子君） 当委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりです。

---

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

平成28年度各会計の決算につきまして、常任委員会におけるスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものです。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催をいたしました議員全員協議会で報告した事業並びに備考欄に記入されております金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

質疑等審査につきましては、9月15日に開催をする常任委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

◎認定第1号の上程、説明

○委員長（広瀬昌子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

なお、説明は座ったままで結構です。

まず、歳出からお願いをいたします。

橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お世話になります。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼します。

それでは、まず歳出の所管関係部分の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、決算書の198、199ページをお開きください。199ページです。2款1項7目支所及び出張所費関係からの説明になりますが、199ページ備考欄の上から3つ目の枠をごらんください。最初にあります臨時職員共済費につきましては、職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものでございます。以下、各科目に計上され

ております臨時職員共済費につきましては、同様の内容となりますので、これ以降改めての説明を省略させていただきます。

次の部屋出張所管理運営費及びその下にございます真名子出張所管理運営費につきましては、それぞれ臨時職員1名分の賃金が主なものであり、そのほか施設の管理に係る経費となっておりまして、

次に、備考欄の一番下の行をごらんください。交通指導員設置費でございますが、恐れ入ります。ページを1ページめくっていただきまして、201ページの備考欄の最初の行に関することとなりますが、主に園児、児童、高齢者に対する交通安全教室の実施や交通安全に関する広報活動の推進を図るための交通教育指導員1名分の報酬と、次の行の関係となりますが、児童生徒の登校時における交通安全の確保やイベント等における事故防止に努める市全体の交通指導員61名分の報酬及び記載はございませんが、交通指導員の制服という意味なのですが、被服代が主なものとなっております。

次の交通安全対策事業費（栃木）であります。栃木警察署管内となります栃木市及び壬生町をエリアとする栃木地区交通安全協会への補助金のほか、記載はありませんが、市内主要道路に設置してございます電工表示板関係の費用約100万円及び交通安全市民大会補助金30万円が主なものとなっております。

次の交通安全対策事業費（大平）から（西方）までの事業につきましては、事業内容も同様でありますので、一括してご説明をさせていただきます。各地域の交通安全指導車、白黒の車でございますが、の維持管理費が主なものでございます。金額の差は、車検があるかないかの差となっております。なお、岩舟がないのは、岩舟の白黒車については防犯事業のほうで計上しておりますので、これは後ほどまた説明をさせていただきます。

次に、また少しページが飛びますが、207ページをごらんください。現在市内各地域に地域会議が設置されておりまして、その地域会議が主体となります地域予算提案制度に基づく事業3つを説明させていただきます。備考欄の上から6行目にございます交通事故防止対策事業費（中央地域会議）及びその下の交通事故防止対策事業費（大平地域会議）につきましては、それぞれスケアードストレート方式と呼ばれるスタントマンを活用した交通安全教室の開催費でありまして、中央地域会議は西中学校で主に中学生を対象に、大平地域会議は大平運動公園で主にシニアクラブ、シニアクラブ会員を対象に開催したものでございます。

次の都賀子育て支援事業費（都賀地域会議）ですが、これも先ほどと同様、地域予算提案制度に基づく事業でございまして、都賀地域で開催した子育て支援事業にかかった経費で、人形劇、そういった講演の委託料が主なものとなっております。

続きまして、1ページをめくっていただきまして、209ページをごらんください。2款1項15目諸費関係の説明となります。209ページ備考欄下から事業で6つ目です。6つ目の事業をごらんく

ださい。消費生活センター運営費につきましては、市民の消費生活に関する相談事業や情報提供を行っている消費生活相談員5名分の報酬が主なものであります。

次の市民相談事業費につきましては、市民の相談に対応するための市民相談員2名分の報酬と弁護士相談に係る業務委託料が主なものでございます。

次の市民生活課一般経常事務費につきましては、消費生活審議会委員8名分の報酬が主なものとなっております。

次の防犯事業費（栃木）であります。栃木警察署管内の栃木市と壬生町をエリアとします栃木地区防犯協会への負担金や、記載はありませんが、社団法人被害者支援センターとちぎ、県レベルの法人でございますけれども、そこへの負担金約33万円が主なものでございます。

次の防犯灯設置費につきましては、自治会からのご要望に基づきまして新設、新しく設置いたしましたLED防犯灯325灯分の設置工事費でございます。

次に、1ページをめくっていただき、済みません。211ページの備考欄をごらんください。事業で2つ目です。2つ目の事業でございますLED防犯灯維持管理事業費につきましては、防犯灯約1万4,000灯の電気料が主なものでございます。1万4,000灯の電気料が主なものとなっております。

次に、1つ飛ばしまして、聖地公園永代使用料還付金及びその下にございます墓地永代使用料還付金（藤岡）につきましては、墓所の返還に伴う永代使用料の一部還付金でございます。

次の真名子夢ホール管理運営費につきましては、電気工作物の高圧負荷開閉器及び引き込みケーブル更新に伴う維持補修費等、施設管理に係る経費が主なものとなっております。

次の防犯事業費（岩舟）につきましては、先ほどちょっと前にお話ししました各総合支所に白黒の車があるのですが、岩舟以外は交通指導車として位置づけているのに対しまして、岩舟は防犯パトロール車として位置づけているために、ちょっと事業費が岩舟だけずれてございます。事業内容は、やはり白黒の公用車維持管理経費が主なものとなっております。参考となりますが、本年度からは既に調整して、岩舟も交通安全対策事業費のほうに位置づけをされているところでございます。

次の国県支出金返還金（福祉総務課）から（保育課）までの7つの事業は、一括してご説明をさせていただきますが、過年度分の国県支出金の交付確定に伴う超過交付分の返還金でございます。

私からの説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 大山人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（大山 勉君） 続きまして、214、215ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。215ページ備考欄3行目の戸籍事務電算化事業費につきましては、戸籍事務の正確かつ迅速な処理を行うため導入した戸籍電算システムに係る戸籍データ運用保守等委託料とOA機器借上料が主なものであります。

次の窓口一般事務費（栃木）につきましては、嘱託職員 3 名分の報酬及び臨時職員 1 名分の賃金、出生、婚姻届け出者にお渡しする記念品代のほか、消耗品費、印刷製本費が主なものであります。

次の戸籍事務費につきましては、戸籍の記載事務を行っている嘱託職員 1 名分の報酬と戸籍事務の補助を行っている臨時職員 1 名分の賃金が主なものであります。

次の中長期在留者住居地届出等事務費につきましては、外国人の住居地届け出等に関する事務の図書購入費等であります。

次の住民情報管理事務費につきましては、住民基本マスター更新委託料、タスク関係の機器保守委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の住民基本台帳ネットワークシステム運営費につきましては、住基ネットワークシステムの機器保守委託料、OA機器借上料が主なものであります。

次の旅券事務費につきましては、旅券の申請受け付け、交付業務を行う非常勤職員 1 名の報酬及び臨時職員 1 名の賃金が主なものであります。

次の証明書コンビニ交付システム事業費につきましては、OA機器の保守委託料等の各種委託料及び証明書コンビニ交付システムの提供元である証明書交付センターへの運営負担金が主なものであります。

次の個人番号カード交付事業費につきましては、臨時職員 4 名分の賃金、住基ネット業務端末等保守委託料及び個人番号カードの作成等を委託している地方公共団体情報システム機構への事務委任にかかわる交付金のほか、OA機器借上料が主なものであります。

次の窓口一般事務費（大平）につきましては、事務用消耗品代が主なものであります。

続きまして、216、217ページをお開きください。217ページ備考欄 1 行目の窓口一般事務費（藤岡）につきましては、参考図書及び事務消耗品及びファクシミリ、レジスターの保守委託料が主なものであります。

次の窓口一般事務費（都賀）につきましては、戸籍システム、住基システムの通信料が主なものであります。

次の窓口一般事務費（西方）につきましては、事務用消耗品費及びコピー機賃借料であります。

次の窓口一般事務費（岩舟）につきましては、参考図書購入代及び窓口用消耗品代が主なものであります。

続きまして、222、223ページをお開きください。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費であります。223ページ備考欄 3 行目の国民健康保険特別会計繰出金であります。低所得者に対する保険税軽減分である保険基盤安定繰出金と出産育児一時金、人件費、事務費、赤字補填分等である出産育児一時金等繰出金であります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計の人件費及び事務費と後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対する保険基盤安定繰出金であります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の事務費に対する法定負担金及び療養給付費に対する法定負担金であります。

次の人権・男女共同参画課一般経常事務費につきましては、人権啓発指導員3名分の報酬が主なものであります。

次の人権問題啓発事業費につきましては、人権講演会運營業務委託料が主なものであります。

次の人権擁護費につきましては、栃木人権擁護委員協議会第1部会負担金が主なものであります。

次の人権同和対策委託費につきましては、人権に係る研修、啓発及び各種相談など人権同和対策事業を推進するための民間運動団体への事業委託料であります。

次の人権同和対策補助金につきましては、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に取り組んでいる民間運動団体への活動費補助金であります。

次の隣保館運営費につきましては、人権啓発のための地域交流事業や各種講座等に係る報償金及び人権教育啓発機関紙等の発行に係る印刷製本費が主なものであります。

次の隣保館相談事業費につきましては、生活上の各種相談、指導に当たる臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の隣保館管理費につきましては、施設の清掃業務及び機械警備業務等に係る施設管理委託料が主なものであります。

次の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画推進指導員1名分の報酬が主なものであります。

続きまして、224、225ページをお開きください。225ページ備考欄1行目の男女共生大学開催事業費につきましては、男女共同社会の実現に向けて行動できる人材を育成するため実施しました男女共生大学の開催事業費であります。

次の男女共同参画プラン管理事業費につきましては、男女共同参画プラン第2期計画を策定するために実施しました男女共同参画に関する意識調査の分析業務委託料が主なものであります。

次の男女共同参画情報提供事業費につきましては、男女共同参画広報紙に係る印刷製本費が主なものであります。

次の保健福祉事務費（大平）につきましては、事務用消耗品代が主なものであります。

次の保健福祉事務費（藤岡）につきましても同様、事務用消耗品代であります。

次の保健福祉事務費（都賀）につきましては、自動体外式除細動器（AED）関係消耗品、公用車の維持管理費が主なものであります。

次の保健福祉事務費（西方）と（岩舟）につきましても、事務用消耗品代が主なものであります。

次の民生委員児童委員活動費につきましては、民生委員、児童委員の活動にかかわる交付金等があります。

次の社会福祉協議会補助金につきましては、栃木市における地域福祉、在宅福祉等の充実を図る

ため、栃木市社会福祉協議会に支出した補助金であります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営費につきましては、指定管理者である栃木市社会福祉協議会に対する管理運営委託料及び施設敷地の不動産賃借料が主なものであります。

次の社会福祉施策推進委員会運営費につきましては、本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため設置しました委員会の委員報酬が主なものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、地域の福祉の向上に資する事業の財源に充てるため、地域福祉基金に寄附金及び利子分を積み立てたものであります。

次の福祉事業者指定事業費につきましては、社会福祉法人の認可、障がい福祉サービス事業所の指定、保育所の設立認可及び社会福祉事業の業務検査指導に係る経費で、参考図書購入費等の需用費であります。

次の福祉総務課一般経常事務費につきましては、事務の補助を行っている臨時職員1名分の賃金や栃木県社会福祉協議会等への負担金が主なものであります。

次のあいあいプラザ管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金及び管理運営に係る経費であります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館施設改修事業費につきましては、庭園内にある橋の改修工事費が主なものであります。

続きまして、226、227ページをお開きください。227ページ備考欄2行目からになりますが、2行目の低所得者高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費につきましては、平成26年4月からの消費税引き上げに際し、所得の少ない方に対する経済的支援のため行った給付措置に係る事務費や給付金が主なものであります。

1つ飛びまして、障がい福祉課一般経常事務費につきましては、障がい福祉課事務用消耗品代が主なものであります。

次の行旅死病人救助費につきましては、行旅病人、行旅死亡人に対しての扶助費であります。

次の戦没者遺族等補助事業費につきましては、栃木市遺族連合会に対する補助金であります。

次の渡良瀬の里管理運営費につきましては、指定管理者であるメディカルフィットネスとちの木に対する管理運営委託料及び雨漏り防止のための外壁改修工事費であります。

次の大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営費につきましては、指定管理者であるいすゞビルメンテナンスに対する管理運営委託料と浴室天井改修工事費等の工事費、厨房用大型冷凍冷蔵庫の購入費であります。

次の岩舟福祉センター遊楽々館管理費につきましては、指定管理者である宮ビルサービス・エヌ・エス・リンク共同事業体に対する管理運営委託料と浴室ろ過装置等の維持補修費、トレーニング室の機器リース料が主なものであります。

次の障がい児者アートセミナー事業費につきましては、障がい者する理解を深め、障がい者と触

れ合う機会を提供するために開催しましたアートセミナーに係る経費で、講師謝礼と消耗品が主なものであります。

以上で3款1項1目社会福祉総務費までの説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君）　続きまして、吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君）　それでは、同じページ、続きまして3款2項2目の障がい福祉費であります。備考欄2つ目、重度心身障がい者医療費助成事業費については、医療費のうち保険診療自己負担分を助成する重度心身障がい者医療給付費が主なものであります。

次の障がい者体力増進推進事業費につきましては、障がい者がスポーツを通して体力の維持、増強並びにスポーツの普及、啓発のため、栃木市身体障がい者スポーツ協会に対する補助が主なものであります。

次の障がい福祉団体補助負担金につきましては、障がい者の福祉の向上と幸福の追求を目的に活動する団体等に対し、負担金や補助金を交付したものであります。

次の障がい者就労支援事業費につきましては、障がい福祉サービス事業所が取り扱う物品及び役務の周知のため、障がい福祉サービス事業所物品役務カタログを作成した際の印刷製本費であります。

続きまして、228、229ページをお開きください。上から3項目め、身体障がい者（児）補装具等交付事業費につきましては、体の不自由なところを補い、日常生活や職場での活動を容易にする等のための用具等費用を補助するもので、身体障がい者補装具費給付費、障がい者日常生活用具等給付費が主なものです。

次に、1項目飛びまして、特別障がい者手当等給付事業費につきましては、総合福祉システムソフトウェア賃借料及び身体または精神に障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者手当及び障がい児福祉手当等を支給する扶助費が主なものであります。

1項目飛びまして、成年後見制度利用支援事業費につきましては、成年後見人等の選任申し立てを市長申し立てにより行う場合の申請時の書類送達費用及び手数料3名分であります。

次の訪問入浴サービス委託費につきましては、在宅の重度障がい者や障がい児に対し、訪問入浴車による家庭における入浴サービスを委託したものであります。

次に、障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、障がい者等の能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活が送れるようさまざまなサービスを提供するものであって、手話通訳者等の謝礼、移動支援委託料、日中一時支援委託料が主なものであります。

次に、障がい支援区分審査判定事務費につきましては、障がい支援区分を審査、判定するための審査会委員報酬、調査員報酬と医師意見書作成手数料が主なものであります。

1項目飛びまして、重度障がい児支援手当支給費につきましては、在宅の重度障がい児の保護者に対し月額3,000円の手当を支給する扶助費であります。

次の障がい者等移送サービス事業費につきましては、普通乗用車での乗降が困難な障がい者等を対象に、デマンドタクシーでは対応できない市外の病院などへの外出支援策として福祉有償運送を市内全域で実施するもので、事業実施に要する経費として、栃木市社会福祉協議会に対し交付する補助金が主なものであります。

次の障がい者等社会参加促進事業費につきましては、障がい者に対するスポーツ、写真、料理等の教室等を開催し、障がい者の社会参加を促進するとともに自立支援を図るため、栃木障がい者の自立をめざす会への事業委託をしたものでございます。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費につきましては、軽度、中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、補聴器の早期装着を促進し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、福祉の増進を図るものです。

続きまして、230、231ページをお開きください。次の地域活動支援センター事業費（栃木）につきましては、障がい者等に通所による創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、障がい者等の地域生活支援を行う地域活動支援センターの運営を委託したものであります。

次の地域活動支援センター事業費（藤岡）及び、その下の（都賀）につきましては、指定管理者である栃木市社会福祉協議会に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の大平地域活動支援センターほほえみ館管理運営費につきましては、指定管理者である社会福祉法人すぎのこ会に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の身体障がい者補助犬健康管理等費用補助金につきましては、身体障がい者補助犬、盲導犬の健康管理及び衛生管理に係る費用の一部を補助し、補助犬を使用する障がい者の経済的負担の軽減、社会参加の促進を図るものであります。

引き続き同じページ、3目高齢福祉総務費の説明を申し上げます。3項目めの介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計（保険事業勘定）及び（サービス事業勘定）への一般会計からの繰出金であります。

次の老人福祉センター団体送迎バス運行事業費は、各地域の老人福祉センター等への10人以上の団体の無料送迎に要する燃料費等であります。

次の敬老事業費は、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上の高齢者への敬老祝金と自治会等が主催する敬老事業に対する補助金であります。

次のシルバー人材センター補助金は、公益社団法人栃木市シルバー人材センターに対する運営費補助金であります。

次の高齢福祉課一般経常事務費は、高齢福祉課事務用品等の購入、単位老人クラブ及びとちぎ歳の街シニアクラブ連合会に対する補助金が主なものであります。

次の老人保護措置事業費は、養護老人ホームへの70人分の措置委託料及び入所判定に係る諸費用

が主なものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金は、認知症グループホームへの開設準備経費、介護施設へのスプリンクラー整備支援、介護ロボット導入、防犯対策強化事業の補助金であります。

次の緊急通報装置給付等事業費は、ひとり暮らし高齢者等に設置している緊急通報装置431台分の運營業務委託料であります。

次の老人福祉電話管理事業費は、低所得のひとり暮らし高齢者に対する福祉電話の貸与に係る電話料であります。

次の高齢者日常生活用具購入費等助成事業費は、介護保険対象外の方への福祉用具レンタル料の助成と老人福祉車等の日常生活用具の購入費の助成事業であります。

続いて、232、233ページをお開きください。1項目め、高齢者保健福祉計画策定事業費につきましては、平成30年度から始まる第7期高齢者保健福祉計画策定の準備としての日常生活圏域ニーズ調査の業務委託料であります。

次の在宅老人短期入所委託費は、短期入所委託施設である養護老人ホームあずさの里への延べ209日分の短期入所委託料であります。

次の低所得者介護保険サービス助成事業費は、生計が困難な方に対してサービスの利用者負担軽減を実施した社会福祉法人等に対して、軽減額の2分の1を市が助成したものであります。

次の保険料特別徴収負担金は、介護保険料の特別徴収について国保連合会が行った第1号被保険者の年金からのデータ集約事務に対する負担金であります。

次の高齢者健康鍼灸マッサージ事業費は、75歳以上の方への施術料扶助費と健康マッサージ講座の講師謝礼が主なものであります。

次の在宅寝たきり老人等介護手当支給事業費は、在宅で要介護3以上の方を常時介護している方に対する介護手当で、延べ2,184人分であります。

次の介護人材緊急確保対策事業費は、介護初心者である中高年者に介護サポーター研修を行い、介護人材確保につなげる事業に係る費用であります。

次の低所得者高齢者等住まい生活支援モデル事業費は、低所得者の住宅問題に対応するため、国のモデル事業を導入し、事業に取り組む準備を行った経費であります。

次の緊急ホームヘルパー派遣委託費は、介護保険対象外の方に対するホームヘルパー派遣事業を栃木市社会福祉協議会に委託した費用であります。

次の軽度生活援助員派遣委託費は、窓ふきや除草等の日常生活支援を行う軽度生活支援員派遣事業を栃木市シルバー人材センターに委託した費用であります。

次の配食サービス事業費は、ひとり暮らし等の高齢者に対する配食サービスを行うための弁当宅配事業者に対する委託料が主なものであります。

次の地域安心安全事業は、栃木市地域見守りネットワークの協力事業者に配布するステッカー印

刷代が主なものであります。

次の成年後見センター運営事業費は、成年後見に関する相談や普及啓発を社会福祉協議会に委託した費用であります。

次の栃木市版地域包括ケアシステム推進事業費は、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、市民意識を高めるための講演会を行う費用であります。

続いて、4目高齢福祉施設費です。1項目めの老人福祉センター施設共通管理費につきましては、老人福祉センター3園の維持補修と工事請負に関する経費で、泉寿園、福寿園の空調機改修工事と福寿園の非常用照明器具工事が主なものであります。

次の長寿園管理運営委託費につきましては、長寿園の指定管理を委託している栃木市社会福祉協議会への運営委託料であります。以下、福寿園管理運営委託費、泉寿園管理運営委託費につきましても、長寿園同様、社会福祉協議会に対する運営委託料であります。

続きまして、234、235ページをお開きください。1項目め、老人憩いの家管理運営費は、都賀地域にある老人憩いの家白寿荘の清掃等業務管理委託料、電気料、水道料の光熱水費が主なものであります。

次の西方ふれあいプラザ管理運営費は、指定管理を依頼している栃木市社会福祉協議会への運営委託料、利用者送迎業務委託料であります。

次のさくらホーム管理運営費は、西方さくらホームの運営に係る電気料、水道料、電話料等の費用が主なものであります。

次の小野寺ふれあい館管理運営費は、小野寺ふれあい館の管理に係る清掃謝金、電気料等の光熱水費、警備委託料が主なものであります。

続いて、5目国民年金費です。備考欄2行目の国民年金事業費については、臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 続きまして、2項児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費の所管部分についてご説明いたします。備考欄3行目、発達障がい者等相談支援事業費につきましては、主に相談や支援を行う専門員報酬及び研修講師謝金であります。

次の就学前障がい児等発達支援事業費につきましては、主に発達相談、ことばの教室等に携わる専門員の報酬であります。

次の家庭児童相談事業費につきましては、家庭における児童福祉の向上を図るため、支援を要する家庭に対し、家庭相談員が相談、指導業務を行うもので、主に家庭相談員3名分の報酬であります。

次の母親クラブ育成事業費につきましては、母親クラブ2団体に対する運営費の補助金でありま

す。

次ページ、236、237ページをお開きください。備考欄1行目、民間児童厚生施設等活動推進事業費補助金につきましては、社会福祉法人鐘の鳴る丘友の会がさくら3Jホールにて実施しております民間児童館運営費の補助金であります。

次の養育支援家庭訪問事業費につきましては、児童虐待防止対策の一環として、児童の養育能力に欠ける保護者宅を養育支援員が訪問し、育児、家事等の援助指導を行いつつ、母親が産後鬱の場合など複雑な問題を抱える家庭に対し、養育方法の技術指導を行うものでありまして、主に養育支援員2名分の報酬であります。

次の民間保育所地域子育て支援センター補助金につきましては、民間保育園等4園が実施しております地域子育て支援拠点事業に対する補助金であります。

次の子育て支援課一般経常事務費につきましては、事務費及び栃木市ひとり親家庭福祉会への補助金であります。

次の赤ちゃん誕生祝金事業費につきましては、児童の健やかな成長を願い、子育て支援に資することを目的に、18歳未満の児童を養育している保護者に対し、第2子以降のお子さんが誕生した際の祝金であります。

1つ事業を飛びまして、ファミリーサポートセンター運営費につきましては、仕事と育児の両立支援、地域における子育て支援機能を強化するための事業でありまして、主に会員相互の援助活動のあっせん、相談、調整を行うアドバイザー3名の報酬であります。

次の子育て応援企業登録制度事業費につきましては、子育て応援企業登録事業の消耗品費でございます。

次の子育て短期支援事業費につきましては、保護者の疾病等により児童の養育が一時的に困難となった場合、乳児院等の施設で児童の養育を行うことにより、児童及び家庭の福祉の向上を図るものでありまして、児童が施設に入所した際の委託料であります。

次の子ども食堂開設運営補助事業費につきましては、ひとり親家庭等の子供に対し、食事の提供や学習支援を行い、居場所を提供する子ども食堂ひまわりに対する補助金であります。

次の保育園給食調理業務委託費につきましては、栃木地域のいまいずみ保育園、おおつか保育園及び大平地域の3園、藤岡は一とらんど保育園における給食調理業務についての委託料であります。

次の民間保育所等一時預かり事業補助金につきましては、家庭において一時的に保育困難となった児童を一時的に預かる一時預かり事業を実施する市内民間保育園4園、認定こども園9園及び小規模保育施設3園に対する補助金であります。

次の保育課一般経常事務費につきましては、事務費及び子育て世帯の相談支援等を行う保育支援員1名の報酬並びに子ども・子育て会議の開催の際の委員報酬等であります。

次の病児・病後児保育事業費につきましては、乳幼児から小学校3年生までの児童のうち、病気

の回復期にまでは至らないのですが、急変が認められない児童を一時的に預かる病児保育事業を実施するフォレストキッズ保育園並びに病児回復期にある児童を一時的に預かる病後児保育事業を実施するさくら保育園への委託料であります。

次の保育料事務費につきましては、保育園の入退園や保育料に係る事務費で、主に子ども・子育て支援システム機器の利用料、保守料であります。

次の民間保育所運営委託費（さくら第2）につきましては、民間保育園における保育事業に対する運営委託料であります。

次の市外保育所運営委託費につきましては、保護者の勤務等の都合により、本市の児童が市外の保育園に通園する際の委託料であり、市外36保育園、延べ465名分の委託料であります。

続いて、次ページ、238、239ページをお開きください。民間保育所等延長保育事業補助金につきましては、延長保育を実施した市内民間保育園5園、認定こども園3園、小規模保育施設1園に対する補助金であります。

次の民間保育所等1歳児担当保育士増員事業補助金につきましては、1歳児3人に対し保育士1名を配置した民間保育園4園、認定こども園1園に対する補助金であります。

次の民間保育所運営委託費（けやき）、同様に次の（大平中央）、（ひかり）、（すみれ）及び（フォレストキッズ）につきましては、それぞれ各民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の民間育児サービス事業費補助金につきましては、保育に欠ける乳幼児を保育する民間育児サービスを実施している認可外保育施設1カ所に対する補助金であります。

次の保育所アレルギー疾患対応事業費につきましては、保育所児童の食物アレルギーに適切に対応するため、医師が作成する生活管理指導表の作成手数料であります。

2つ事業を飛びまして、子育て・保育環境改善事業費につきましては、保育者の質の向上を図るため、子育て関係者を対象とした講演会を開催した際の講師謝金であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、保育人材確保や保育士の業務負担軽減のための保育士宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者借り上げ強化事業及び保育所等における業務効率化推進事業を実施した民間保育園3園と認定こども園4園に対する補助金であります。また、家庭環境に対する配慮を要するとした児童が多数入所している園に対し保育士の加配を行い、児童の処遇の向上を図った民間保育園、ひかり保育園に対する補助金が主なものであります。

次の民間保育所等食物アレルギー対応給食等提供事業補助金につきましては、食物アレルギーによる給食に配慮が必要な児童のため、調理員の基準を超えて増員した民間保育園2園、認定こども園1園に対する補助金です。

続きまして、2目児童措置費の所管部分についてご説明いたします。備考欄2行目、特別児童扶養手当支給事務費につきましては、当該手当の認定請求、所得状況届受け付け事務に係る事務用消

耗品購入が主なものであります。

次の児童扶養手当支給費につきましては、父母の離婚や死亡などによって父または母と生計を同じくしていない児童等が心身ともに健やかに育成されることを目的として、父母等に対し支給した手当が主なものであります。

次の遺児手当支給費につきましては、父母の一方または両方を亡くした義務教育修了前の児童を養育している方に支給した手当であります。

次ページ、240、241ページをお開きください。備考欄2行目、児童手当支給事業費につきましては、生活の安定に寄与し、児童の健全育成及び資質の向上を資することを目的とし、主に父母等に支給した手当、郵便料であります。

続きまして、3目母子福祉費の所管部分についてご説明いたします。備考欄2行目、こども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費につきましては、こども・妊産婦・ひとり親家庭にそれぞれ医療費のうち、主には保険診療自己負担分を助成する医療給付費であります。

次の不妊治療費助成事業費につきましては、不妊治療を行っている方を支援するために実施しております不妊治療費補助金で、助成件数は168件であります。

次の不育症治療費助成事業費につきましては、不育治療を行っている方を支援するために実施しております不育症治療費補助金で、助成件数は2件であります。

次の母子・父子自立支援事業費につきましては、母子家庭等の自立支援のための母子・父子自立支援員による相談指導及び母子家庭等の自立に向けた技能取得の支援業務を実施するもので、主に母子・父子自立支援員2名の報酬及び自立支援給付金であります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、DV等の理由により、母子生活支援施設に入所措置した際の委託料であります。

私からは以上となります。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 続きまして、4目児童福祉施設費です。児童福祉施設費の所管部分についてご説明いたします。まず、同ページでございませう。まず、備考欄3行目、こどもサポートセンター管理運営費につきましては、燃料費、光熱水費及び清掃や建物警備等管理委託料が主なものであります。

次の児童センター管理運営費につきましては、はこのもり児童センターの臨時職員3名分の賃金が主なものであります。

次の児童館共通管理運営費につきましては、大平児童館の事務室空調入れかえ工事及び110番通報装置設置工事が主なものであります。

次のいまいずみ児童館管理運営委託費及び備考欄最下段のそのべ児童館管理運営委託費につきましては、児童館の管理運営を委託しております指定管理者であります栃木市社会福祉協議会への管

理運営委託料であります。

続きまして、次の242、243ページをお開きください。備考欄2行目、大平児童館管理運営費につきましては、大平児童館の管理運営を委託しております指定管理者であります学校法人しずわでら学園への管理運営委託料でございます。

次の大平みなみ児童館管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金と児童館南側のフェンス設置工事が主なものであります。

次の大平子どもセンター管理運営費につきましては、光熱水費、修繕料、清掃委託料が主なものであります。

次の地域子育て支援センター運営事業費につきましては、子育て中の保護者に対する育児相談や、親子の触れ合いの場、遊びの場を提供し、子育て家庭への多様な支援のニーズに対応するものでありまして、臨時保育士1名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センター（大平）、同じく（藤岡）、同じく（都賀）、（西方）及び（岩舟）につきましては、内容は同様ですので、個別説明は省略させていただきます。臨時職員の賃金が主なものでありまして、（大平）、（都賀）、（岩舟）は2名分、（藤岡）と（西方）が1名分でございます。

次のとちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましては、施設清掃業務、エレベーター保守業務、光熱水費及び空調機修理工事費、電話設備更新工事費が主なものであります。

続きまして、5目の保育所費でございます。ページは同ページでございます。備考欄の上から3行目の一時預かり事業費（栃木）、以下同じく（大平）、（藤岡）、（都賀）、ここで次の244、245ページをお開きください。前の243ページに続きまして、備考欄1行目の一時預かり事業費（岩舟）につきましては、一時預かり事業を実施するための各地域1名分の嘱託保育士報酬、また臨時保育士賃金が主なものであります。

次の延長保育事業費（栃木）、同じく（大平）、（藤岡）、（都賀）、（西方）につきましては、各地域で延長保育を実施するための臨時保育士の賃金が主なものでありまして、（栃木）が4名、（大平）が3名、（藤岡）が1名、（都賀）が2名、（西方）が1名分であります。

次の低年齢児保育事業費（栃木）、同じく（大平）、（藤岡）、（都賀）、（西方）及び（岩舟）につきましては、各地域で低年齢児保育を実施するための嘱託保育士の報酬及び臨時保育士等の賃金が主なものでありまして、（栃木）につきましては嘱託保育士6名と臨時看護師2名分、（大平）が嘱託保育士3名と臨時看護師1名分、（藤岡）が嘱託保育士2名分、（都賀）が嘱託保育士2名と臨時看護師1名分、（西方）が嘱託保育士2名と臨時保育士2名分、（岩舟）が臨時保育士2名分であります。

次の障がい児保育事業費（栃木）、同じく（大平）、（藤岡）、（都賀）、（西方）及び（岩舟）につきましては、各地域で障がい児保育を実施するための嘱託保育士報酬及び臨時保育士賃金が主なものでありまして、（栃木）が嘱託保育士8名、（大平）が嘱託保育士3名、（藤岡）が嘱託保育士2

名、(都賀)が嘱託保育士1名、(西方)が嘱託保育士1名、(岩舟)が臨時保育士1名分であり  
ます。

続きまして、246、247ページをお開きください。備考欄1行目、保育所共通管理運営費(栃木)  
につきましては、栃木地域の公立保育園5園の管理運営に要した経費でありまして、通常保育のた  
めの嘱託保育士報酬13名分、臨時保育士賃金21名分、臨時業務員等賃金7名分、はこのもり保育園  
を除く4園分の警備保障等の委託料、遠足時のバス借上料16台分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費(大平)につきましては、大平地域の公立保育園3園及び旧大平東保  
育園の園舎解体工事、解体までの間の管理運営に要した経費でありまして、通常保育のための嘱託  
保育士報酬5名分、臨時保育士賃金7名分、臨時業務員等賃金5名分及び大平地域4園分の警備保  
障等の委託料が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費(藤岡)につきましては、藤岡地域の統合によりまして閉園いたしま  
した公立保育園3園の管理運営に要する経費でありまして、電気料が主なものであります。

次のいまいずみ保育園管理運営費、おなじくいりふね保育園、おおつか保育園、はこのもり保  
育園及びそのべ保育園管理運営費につきましては、各園での賄い材料費、その他の管理運営に要した  
費用でございます。このうち不動産賃借料のもととなります借地面積につきましては、いまいずみ  
保育園が2,161.98平米、おおつか保育園は3,540平米、そのべ保育園につきましては1,818.18平  
米でございます。

次の保育所第三者評価委託事業費につきましては、保育園が提供するサービスの質の向上、改善  
を図るため、栃木県から認証を受けた第三者評価機関による第三者評価を実施した際のいまいずみ  
保育園、認定西方なかよしこども園の2園分の委託料でございます。

次の都賀よつば保育園管理運営費につきましては、嘱託保育士2名、臨時保育士賃金4名分、臨  
時業務員等賃金4名分及び警備保障費業務等の委託料が主なものでございます。

次の大平南第一保育園管理運営費、同じく大平南第二保育園及び大平西保育園の3園の管理運  
営委託につきましては、大平地域の保育園の管理運営に必要な経費でありまして、給食の賄い材料費  
等が主なものでございます。

次の藤岡地域統合保育園整備事業費につきましては、藤岡は一とらんど保育園の開園に伴い廃園  
となりました三鴨保育園及び藤岡保育園の解体設計業務委託料、部屋保育園の園舎等解体工事費及  
び部屋保育園用地の測量業務委託料、また藤岡は一とらんど保育園の駐車場整備工事費及び同園の  
駐車場用地購入費等が主なものでございます。

次のいわふね保育園管理運営費につきましては、臨時保育士賃金7名分、臨時業務員賃金3名分  
及び警備保障等委託料が主なものでございます。

続きまして、248、249ページをお開きください。上段飛ばします。2項目めなのですが、藤岡は  
一とらんど保育園管理運営費につきましては、臨時保育士賃金5名分、臨時業務員等賃金2名分、

警備保障等委託料が主なものでございます。

次のぬまわだ・大平東保育園解体事業費につきましては、平成27年3月をもって閉園いたしました大平東保育園の園舎解体等に要した経費でございまして、園舎解体工事費が主なものでございます。

次に、同ページですが、6目認定こども園費でございしますが、備考欄3行目の認定西方なかよしこども園運営費につきましては、こども園の管理運営に要した経費でございまして、嘱託保育教諭報酬1名分、臨時保育教諭賃金4名分、臨時調理員賃金3名分、臨時業務員賃金1名分、警備保障等の委託料及び借地3,793平米の不動産賃借料が主なものでございます。

以上で2項児童福祉費の説明を終わります。私のほうは終わります。以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 島田生活福祉課長。

○生活福祉課長（島田林治君） 続きまして、3項生活保護費についてご説明いたします。備考欄一番下の行、生活保護運営対策事業費につきましては、次の250、251ページに続きますが、福祉事務所の嘱託医師2名分の報酬、生活保護医療費支払審査等委託料、社会保障・税番号導入に係るシステム改修委託料、生活保護電算システム用機器賃借料が主なものであります。

次の生活保護適正実施推進事業費につきましては、生活保護面接相談員1名及び就労支援相談員1名分の報酬と生活保護関係の経常事務費であります。

次の生活困窮者自立支援事業費につきましては、自立相談支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業を栃木市社会福祉協議会に委託した業務委託料であります。

2目生活保護費支給費につきましては、生活保護法に定める7つの扶助費と保護施設事務費、中国残留邦人生活支援給付費が主なものでありまして、被保護世帯延べ1万3,960世帯、1万8,036人に支給したものであります。

続きまして、4項災害救助費についてご説明いたします。備考欄、災害弔慰見舞金につきましては、火災によって被害を受けた市民に対する見舞金であります。

次に、被災家財等購入等補助金になりますが、被災家財等購入等補助金につきましては、平成27年9月、関東・東北豪雨により家財及び自動車等が損壊する被害を受けた世帯に対し、損壊した家財及び自動車等の購入または修繕に必要な費用の一部を補助することにより、被災世帯の生活の再建を図るものであります。

以上で3款の所管部分の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） それでは、4款衛生費中所管部分についてご説明させていただきますので、決算書の252、253ページをお開きください。まず、4款1項1目保健衛生総務費になりますが、備考欄4行目の健康増進事務費（大平）につきましては、図書購入費や事務用消耗品費、公用車の燃料費と需用費が主なものであります。なお、この後記載されております各地域の健康増進

事務費につきましても同様の内容でございます。

次の健康診査事業費につきましては、がんの早期発見、早期治療及び生活習慣の改善等を推進するため、各種がん検診や特定健診などを実施したものであります。内訳の主なものとしましては、けんしんパスポート作成委託料などの電算処理委託料や、特定健診、各種がん検診などの検査委託料であります健康診査委託料、また健診や予防接種、母子保健事業のデータ入力、集計などを行う健康管理システム及び特定健診システムのソフトウェア賃借料などのOA機器借上料などでありませぬ。

次の急患センター管理運営委託事業費につきましては、休日及び夜間に軽症の急病患者診療所として開設をしております急患センターの栃木市医師会への管理運営委託料が主なものであります。

次の病院群輪番制病院運営補助事業費につきましては、休日及び夜間に重症の急病患者の診療に当たる二次救急病院への補助金等であります。内訳の病院群輪番制病院運営費負担金につきましては、鹿沼救急医療圏における西方地域の鹿沼市への負担金であります。また、病院群輪番制病院運営費補助金につきましては、栃木救急医療圏の2次救急を担う獨協医科大学病院及びとちぎメディカルセンターしもつがへの補助金であります。

次の除細動器整備事業費につきましては、健康増進課で管理しているAEDの交換用バッテリー代や13台分のレンタル料が主なものであります。

次の小児二次救急医療支援補助金につきましては、休日及び夜間に重症の小児急病患者の診療に当たる獨協医科大学病院への補助金であります。

次の地域医療対策基金積立金につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てることを目的とした基金への利子の積み立て分であります。

次の栃木地区病院統合再編事業費につきましては、とちぎメディカルセンターしもつがの病院敷地賃借料と市内12カ所に設置しました案内看板の設置工事費であります。

次の254、255ページをお開きください。2行目のとちぎメディカルセンター運転資金貸付金につきましては、メディカルセンターに対してその運営に要する資金の一部を貸し付けることにより、病院運営の維持及び地域医療提供体制の確保を図ったものであります。

次の健康増進課一般経常事務費につきましては、事務消耗品費や公用車の燃料費といった事業費と、上都賀郡市医師会附属准看護学校に対する運営補助金が主なものであります。

次の市民健康まつり開催事業費につきましては、昨年11月に開催しました市民健康まつりの案内チラシの新聞折り込み手数料が主なものであります。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費（大平）につきましては、ふれあい健康福祉まつり開催に当たりご協力をいただく歯科医師等への報償金が主なものであります。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費（岩舟）につきましては、健康福祉・環境まつり実行委員会への負担金であります。支出の内訳としましては、テント、椅子等の借上料や駐車場の警備

委託料などが主なものであります。

次の健康増進計画推進事業費につきましては、健康増進計画の重点領域の一つであります歯と口の健康を推進し、歯科保健事業の充実を図ったもので、歯科衛生士1名分の非常勤職員報酬が主なものであります。

次の健康教育相談事業費につきましては、生活習慣病予防のために健康教育や健康相談等の事業を実施した際の歯科医師、運動指導士等への報償金や、教材費及び医師会、歯科医師会への協力交付金が主なものであります。

次の自殺予防事業費につきましては、自殺予防の普及啓発や相談事業等を実施した際のカウンセラー等に対する報償金や啓発関係の消耗品費及びメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営管理業務委託料が主なものであります。

次の母子保健事業費につきましては、母親及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児にかかわる各種健診、健康教育、健康相談、訪問指導等の支援を行ったものであります。内訳の主なものとしましては、乳児の訪問等に協力をいただいております母子保健推進員の報酬や、健診時の医師、歯科医師への報償金であります乳幼児健康診査報償金、また乳児先天性股関節脱臼検診や3歳児健康診査、尿検査の委託料などあります乳児健康診査等委託料です。

次の乳幼児発達相談事業費につきましては、乳幼児健診時において発達上の問題が疑われた児に対して2次健診を行い、早期治療、早期療育に向けて、保護者への育児支援を行ったもので、発達相談時の医師への報償金が主なものであります。

次の妊婦健康診査事業費につきましては、妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査の助成や妊婦歯科検診を実施したもので、医療機関への委託料が主なものであります。

次の未熟児養育医療給付事業費につきましては、出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が薄弱な未熟児に対し、指定医療機関に委託をして養育に必要な医療の給付を行ったもので、扶助費が主なものであります。

次の骨髄移植ドナー支援事業費につきましては、骨髄ドナーの経済的負担を軽減するとともに、ドナー登録の増加を図るために、提供者2名及び1事業所に対し補助金を交付したものであります。

続きまして、2目予防費になります。まず、備考欄2行目の狂犬病予防事業費（栃木）につきましては、栃木県獣医師会に対する狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務委託料が主なものであります。

次の狂犬病予防事業費（大平）につきましては、狂犬病予防注射案内用のはがき代が主なものであります。

次の256、267ページをお開きください。1行目から4行目の狂犬病予防事業費につきましても、同様に各地域における狂犬病予防注射案内用のはがき代が主なものであります。

次に、1つ飛びまして、新型インフルエンザ対策事業費につきましては、新型インフルエンザ等

対策有識者会議の機能を有します予防接種委員会の委員報酬及び手の消毒薬などの購入費が主なものであります。

次のとち介の予防接種ナビ委託費につきましては、近年複雑化している予防接種のスケジュールを携帯電話やパソコン等で簡単に管理できるサービスを提供するためのサイト運営業者への管理委託料であります。

以上で4款1項1目から2目までの所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 大豆生田斎場整備室長。

○斎場整備室長（大豆生田雅志君） それでは、続きまして3目環境衛生費についてご説明いたします。備考欄の所管部分であります。上から3事業目の環境課一般経常事務費につきましては、臨時職員2名分の賃金、市有墓地管理人121名分の報酬及び電気使用状況監視システム使用料が主なものであります。

1つ飛びまして、エネルギー使用量管理業務委託費につきましては、省エネルギー法に基づくエネルギー使用合理化のための管理基準作成等に係る業務委託料であります。

次の新エネルギー普及事業費につきましては、住宅用太陽光発電システム等補助金処理事務のための臨時職員賃金が主なものであります。

次の再生可能エネルギー普及促進基金積立金につきましては、市有施設屋根貸し出し事業において、太陽光発電システムを設置した業者より支払われた市有施設使用料を基金に積み立てるものであります。

次のマイバッグ持参運動事業費につきましては、市内小中学校の3Rポスターコンクール受賞者への報償費やマイバッグキャンペーンの際に使用する啓発物品の購入消耗品費が主なものであります。

次の聖地公園管理費につきましては、公園内の芝生管理業務等の委託料が主なものであります。

それでは、次の258、259ページをお開きください。2行目にあります墓園管理基金積立金につきましては、聖地公園の大規模な補修、改修に備えるための基金積立金であります。積立金の内訳であります。都賀聖地公園墓地永代使用料185基分及び藤岡中根墓地永代使用料7基分であります。

次の専用水道事業等委託費につきましては、栃木県から権限移譲された水道法に規定する簡易水道及び専用水道等に係る届け出や検査等の事務を水道建設課に委託しているものであります。

次の地域クリーン推進員事業費につきましては、各地域クリーン推進員への報酬及び地域クリーン推進員連合会への交付金であります。

次のクール・ウォームシェア事業費につきましては、スタンプラリーの景品やのぼり旗の作成委託料であります。

次の電気自動車購入事業費につきましては、環境課所有の電気自動車の購入費用であります。

次の災害関係環境保全事業費につきましては、平成27年9月の関東・東北豪雨災害による共同墓

地災害復旧補助金になります。

次の環境衛生事務費（大平）につきましては、事務用消耗品代及び特定非営利活動法人太平山南山麓友の会への補助金が主なものであります。

次の環境衛生事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の墓地管理費（藤岡）につきましては、市営中根墓地、太田墓地の除草委託料及び中根墓地内通路修繕代が主なものであります。

次の環境衛生事務費（都賀）については、市有墓地の管理人報酬が主なものであります。

次の墓地管理費（西方）につきましては、西方地域東上林墓地の除草等管理委託料が主なものであります。

続きまして、4目斎場費についてご説明いたします。備考欄の所管部分であります、3行目になります斎場管理運営委託事業費につきましては、臨時職員3名分の賃金、斎場指定管理運営委託料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合斎場負担金につきましては、藤岡、岩舟地域の斎場事務を佐野地区衛生施設組合で実施する費用の負担金であります。

続きまして、5目公害対策費についてご説明いたします。次の260、261ページをお開きください。備考欄の所管部分であります、2行目の公害対策費につきましては、自動車騒音常時監視業務等の委託料が主なものであり、平成24年度より県から権限移譲され、自動車騒音を測定し、結果を国へ報告しているものであります。

次の水質調査事業費につきましては、栃木市内の主な河川や地下水の水質調査の委託料が主なものであります。

次の水質調査事業費（大平）につきましては、地下水モニタリング調査16カ所の業務委託料であります。

次の公害対策費（藤岡）につきましては、事務用消耗品代であります。

次の水質調査事業費（藤岡）につきましては、地下水水質調査業務委託料であります。

続きまして、6目保健施設費についてご説明いたします。備考欄の所管部分であります、2行目の栃木保健福祉センター管理運営費につきましては、保健福祉センターの管理運営に係る経費であり、内訳の主なものでございますが、2行目の施設管理委託料は、エレベーターや自動ドアの保守点検及び警備業務に係る業者への委託料であります。

清掃等業務委託料は、常駐清掃業務や定期清掃業務の委託料であります。

不動産賃借料は、保健福祉センター駐車場用地3,237平方メートルの土地借上料であります。

栃木保健福祉センター空調設備改修工事費は、パッケージエアコンへの改修工事費であります。

子育て世代包括支援センター事務室設置工事費は、今年度から新たに子育て世代包括支援センター、愛称すこやか子育て相談室を設置したことによる工事費であります。

次の藤岡保健福祉センター管理運営費につきましては、保健福祉センターの管理運営に係る経費であり、光熱水費、警備業務委託料が主なものであります。

次の都賀保健センター管理運営費につきましては、保健センターの管理運営に係る経費であります。内訳の臨時職員賃金は、センター常駐の臨時職員の賃金であります。

次の西方保健センター管理運営費につきましては、保健センターの管理運営に係る経費であり、清掃業務委託、警備業務委託料が主なものであります。

以上で4款1項保健衛生費所管部分の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） 続きまして、2項1目清掃費の所管部分についてご説明いたします。

次のページ、262、263ページをお開きください。備考欄2行目の環境美化対策事業費（栃木）につきましては、毎年実施しております美化キャンペーンに要する経費や不法投棄禁止用プレート作製委託が主なものであります。

次の不法投棄監視事業費につきましては、不法投棄のパトロールや回収を行う監視員の報酬が主なものであります。

次の環境美化対策事業費（大平）は、パッカー車等の修理代及び車検時整備代が主なものであります。

次の環境美化対策事業費（藤岡）につきましては、ごみゼロ運動実施の際の収集運搬手数料及び環境美化啓発用看板作成委託料が主なものであります。

次の環境美化対策事業費（都賀）につきましては、環境美化啓発用看板等作成委託料が主なものであります。

次の環境美化対策事業費（西方）につきましては、西方地域で6月と11月の第3日曜日に実施しております美しいまちづくりの日一斉清掃の消耗品が主なものであります。

次の環境美化対策事業費（岩舟）につきましては、環境美化啓発用看板等消耗品代及び公用車のガソリン代、修理代が主なものであります。

2目塵芥処理費の所管部分についてご説明いたします。備考欄2行目のバイオ式生ごみ処理機管理費につきましては、栃木地域の4つの小学校に設置しておりますバイオ式生ごみ処理器の保守点検委託料及び修繕料であります。

次の生ごみ減量化補助金につきましては、生ごみを自家処理するためのコンポスト容器や電気式生ごみ処理機などの設置に対する補助金であります。

次の資源回収活動団体支援事業費につきましては、資源物回収活動を実施したPTA等の148団体に対する報奨金が主なものでございます。

次のごみ直営収集事業費につきましては、環境課が直接回収を行っている美化活動などのごみの収集等に係るトラックの燃料費や修繕費が主なものであります。

1つ飛ばしまして、ごみ収集周知事業費につきましては、ごみ収集カレンダーの作成及び配布が主なものであります。

1つ飛ばしまして、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費であります。管理運営委託料につきましては、平成18年度から実施しておりますとちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業に係る委託料であります。

次の財産等管理業務委託料につきましては、旧南部清掃工場除草業務及びクリーンプラザ管理等清掃業務を委託したものであります。

次の最終処分業務委託料につきましては、燃やすごみ、あるいは燃やさないごみを処理した際に生ずる残渣の運搬処分に要した委託料であります。

次の処理困難物処理業務委託料につきましては、クリーンプラザで処理困難な粗大ごみや乾電池、蛍光灯等の有害ごみの運搬処分を委託したものであります。

次の資源化処理業務委託料につきましては、クリーンプラザに搬入されました空き瓶等の資源物を手選別により処理した際に生ずるガラス残渣等の資源化に要した委託料であります。

次の周辺環境分析業務委託料につきましては、クリーンプラザの施設稼働に伴う周辺地域の大気、水質、土壌への影響の調査に要した委託料であります。

次の包括的業務委託事業第2期発注に係るアドバイザー業務委託料につきましては、平成30年度から実施する包括的業務委託事業第2期の契約締結に必要な図書の作成等の支援に要した委託料であります。

次の微量P C B汚染配電機器処分業務委託料につきましては、旧北部清掃工場の解体に伴い不要となった微量P C Bを含む電気機器の処分費であります。

次のとちぎクリーンプラザ管理運営経常事業費につきましては、次のページをお開きください。備考欄1行目、臨時職員賃金が主なものであり、クリーンプラザにおいて再生可能な粗大ごみを再生品として修理する臨時職員2名分の賃金のほか、クリーンプラザの管理に必要な経常的な事務経費であります。

3目し尿処理費についてご説明いたします。し尿収集事業費につきましては、遠距離世帯109世帯におけるし尿収集車の運搬に要する経費を交付金として交付したものです。

次の公衆便所管理費につきましては、万町の公衆便所及び栃木駅高架下公衆便所の管理に係る維持補修費及び清掃等委託料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合し尿処理負担金につきましては、藤岡地域、岩舟地域のし尿処理を佐野地区衛生施設組合で実施した費用の栃木市分負担金であります。

次の衛生センター管理運営委託事業費であります。設計等委託料につきましては受け入れ貯留棟の脱臭装置更新工事の発注に必要な設計図書の作成を委託したものです。

次に、管理運営委託料につきましては、栃木、大平、都賀及び西方地域から搬入された年間2万

4,921キロリットルのし尿の処理に要した費用であり、管理運営委託料が主なものであります。

次の受入貯留棟防水工事につきましては、受入貯留棟の老朽化による雨漏りが進行していることから、施設の延命化を図るため防水工事を行ったものであります。

以上で4款の説明を終わります。

次に、332ページ、333ページをお開きください。332ページ、333ページでございます。10款1項3目の教育振興費の所管部分について説明いたします。備考欄2行目、子育て応援等特別補助金につきましては、少子化対策の一環として、保護者の負担軽減を図るため、第3子以降の児童が幼稚園に在園している世帯へ保育料の全額助成を行う幼稚園等第3子以降支援特別補助金38名分、幼稚園就園奨励費の対象とならない世帯へ1万円の補助を行う国庫非該当世帯特別補助金41名分であります。

次の幼稚園等障がい児等支援補助金につきましては、市内の幼稚園で発達に課題がある児童の教育の増進を図るため、こうした児童を受け入れる幼稚園に対し、1園当たり30万円を補助する幼稚園等療育支援補助金が主なものであります。

次の幼稚園就園奨励費補助事業費につきましては、児童が従来型の幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減するため、所得等に応じ、保育料の一部を助成する幼稚園就園奨励費補助金が主なものでありまして、児童350名分であります。

次の幼稚園等教育助成補助金につきましては、市内にある幼稚園及び幼稚園から移行した認定こども園計17園に対し、児童の教育振興を図るため、その目的に要する経費の一部として、1園当たり30万円の補助を行った幼稚園教育助成補助金と、幼稚園における預かり保育等、子育て支援事業の振興のため、1園につき50万円の補助を行った幼稚園子育て支援事業補助金であります。

次の幼稚園アレルギー疾患対策対応事業費につきましては、幼稚園における食物アレルギーに適切に対応するため、医師が作成する生活管理指導表の作成委託料です。

続きまして、344ページ、345ページをお開きください。344ページ、345ページでございます。10款1項1目社会教育総務費の所管部分について説明いたします。備考欄3行目、人権同和教育事業費につきましては、市内の各集会所で実施いたしました集会所教室講師謝礼などの報償金が主なものであります。

次の集会所管理費につきましては、市内の11集会所における電気料、水道料及び施設の管理業務委託など維持管理費用であります。

以上で10款の説明を終わります。

続きまして、368ページ、369ページをお開きください。368ページ、369ページでございます。11款4項1目民生施設災害復旧費の所管部分についてご説明いたします。備考欄1行目、学童保育施設災害復旧事業費につきましては、平成27年9月の豪雨災害で被害を受けた部屋学童保育室の床改修事業費であり、年度内に完成しなかったため、平成28年度へ繰り越したものであります。

以上で平成28年度決算一般会計歳出分の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時28分）

---

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

---

○委員長（広瀬昌子君） 次に、歳入の説明をお願いいたします。

大久保大平市民生活課長。

○大平市民生活課長（大久保勝弘君） 続きまして、歳入所管関係部分についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書78、79ページをお開きください。12款1項2目1節社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、老人保護措置負担金につきましては、養護老人ホーム9施設に措置した70人の方の本人分措置費負担金であります。

次の在宅老人短期入所負担金につきましては、養護老人ホームあずさの里を利用した実人員5人、延べ日数209日分の短期入所負担金であります。

次の緊急ホームヘルパー派遣費負担金につきましては、介護保険対象外の方へのホームヘルパー派遣を利用した実人員11人、延べ316時間の派遣負担金であります。

次の軽度生活援助員派遣負担金につきましては、ヘルパーの行えない窓ふき、除草等を行う軽度生活援助員を利用した実148人分の派遣負担金であり、次の還付未済金につきましては重複納付の方への還付が年度内にできなかったものであります。

次の配食サービス負担金につきましては、配食サービスを利用した実人員560人、延べ6万908食の負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、学童保育事業負担金につきましては、放課後に保護者等がない家庭の小学児童を対象に実施しました学童保育利用者の保護者負担金であります。

次の学童保育事業費負担金延滞繰越分につきましては、学童保育を利用した児童の過年度分の保護者負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金につきましては、市内公立保育園に入所している児童延べ8,852名分の保育料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、市内民間保育園及び市外保育園に入所している児童延べ5,440名分の保育料であります。

次の保育所受託児童保育費負担金につきましては、保護者の勤務先が栃木市にあるなどの理由に

より、市外から本市の保育園に受け入れた入所児童延べ64名分の保育料の市町負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、公立保育園に入所していた児童の過年度分保育料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、市内民間保育園、市外保育園に入所していた児童の過年度分保育料であります。

次の保育所児童保育費負担金延長保育分につきましては、公立保育園で延長保育を利用した児童延べ8,468名分の延長保育料であります。

80ページ、81ページをお開きください。備考欄1行目、保育所児童保育費負担金一時預かり利用分につきましては、公立保育園で一時預かり保育を利用した児童延べ1,349名分の利用料であります。

次の市外受託児童利用者負担金（公立保育園受託分）につきましては、保護者の勤務先が栃木市にあるなどの理由により、市外から本市の保育園に受け入れた入所児童延べ64名分の保育料の保護者負担分であります。

次の保育所児童保育費負担金一時預かり利用滞納繰越分につきましては、平成27年度一時預かり利用料未納分の過年度収入であります。

82ページ、83ページをお開きください。13款1項1目1節総務管理使用料であります。備考欄の下から2行目、真名子夢ホール敷地使用料につきましては、真名子夢ホール敷地内にあります電話柱等3本分及び郵便ポスト1台分の敷地使用料であります。

次の真名子夢ホール使用料につきましては、真名子夢ホール5件分の施設使用料であります。

84ページ、85ページをお開きください。2目1節社会福祉使用料であります。備考欄1行目の大平隣保館使用料につきましては、施設の使用料であります。

次の大平地域福祉センター敷地使用料につきましては、電柱の敷地使用料であります。

次の老人福祉センター行政財産使用料につきましては、老人福祉センターの売店使用料と、長寿園、泉寿園敷地内の電柱の土地使用料であります。

次の渡良瀬の里敷地使用料、都賀老人憩いの家等敷地使用料につきましては、電柱の敷地使用料であります。

次の西方さくらホーム行政財産使用料につきましては、シルバー人材センター西方事業所、小倉堰土地改良区への行政財産目的外使用料であります。

次の小野寺ふれあい館敷地使用料につきましては、ATM使用料であります。

次に、2節児童福祉使用料であります。備考欄1行目の児童福祉施設敷地使用料（子育て支援課）から児童福祉施設敷地使用料（保育課）につきましては、各施設内にある電柱等の敷地使用料であります。

次に、3節認定こども園使用料であります。備考欄1行目の市立認定こども園使用料につきまし

ては、西方なかよしこども園の幼稚園部分に入園している児童延べ589名分の保育料であります。

次に、3目1節保健衛生使用料であります。備考欄1行目、斎場使用料（栃木）につきましても、市外の方の火葬場使用72件分及び市内、市外の方の待合室の使用1,482件分の使用料であります。以下、同じ項目の待合室使用料が、（大平）につきましてもは47件、（藤岡）11件、（都賀）30件、（西方）21件、（岩舟）8件であります。

次の霊柩自動車使用料（栃木）につきましてもは、霊柩自動車の往路、復路合わせて1,907件分の使用料であります。以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の（大平）につきましてもは36件、（藤岡）4件、（都賀）42件、（西方）13件、（岩舟）14件であります。

次の聖地公園永代使用料につきましてもは、都賀にあります聖地公園の墓所185区画分の永代使用料であります。

次の衛生施設敷地使用料につきましてもは、聖地公園や斎場等における東京電力及びN T T東日本の電柱等の敷地使用料であります。

2行飛びまして、墓地永代使用料（藤岡）につきましてもは、市営墓地7区画分の永代使用料であります。

86ページ、87ページをお開きください。備考欄6行目、栃木保健福祉センター使用料につきましてもは、社会福祉協議会の事務室使用料が主なものであります。

次の急患センター敷地等使用料につきましてもは、電柱7本、支線3本、ポスト1個分の敷地使用料であります。

次の保健福祉センター太陽光発電施設屋根貸し使用料につきましてもは、太陽光発電促進に伴う栃木保健福祉センター屋根貸しに係る使用料であります。

次のとちぎメディカルセンター新病院建設用地敷地使用料につきましてもは、電柱4本の敷地使用料であります。

次の藤岡保健福祉センター使用料につきましてもは、会議室や調理室の使用料であります。

次の都賀保健センター敷地等使用料につきましてもは、電柱8本の敷地使用料であります。

94ページ、95ページをお開きください。9目5節社会教育使用料であります。備考欄1行目、集会所使用料につきましてもは、施設の使用料であります。

次の集会所敷地使用料については、電柱等設置に係る敷地使用料であります。

100、101ページをお開きください。2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料であります。備考欄1行目、戸籍手数料（栃木）から次ページ備考欄8行目の諸証明手数料（岩舟）につきましてもは、本庁及び各総合支所窓口における戸籍謄抄本や住民票の写し、印鑑証明等の交付手数料であります。

102、103ページをお開きください。2目1節社会福祉手数料であります。備考欄の社会福祉法人関係証明手数料につきましてもは、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する土地及び建物の所有権の取得登記に係る登録免許税の非課税措置を受けることの証明手数料であります。

次に、3目1節保健衛生手数料であります。備考欄1行目、土砂等の埋立て等事業許可申請手数料につきましては、6件分の許可申請手数料及び1件分の変更手数料であります。

次の犬の登録手数料（栃木）から次ページ備考欄2行目の狂犬病予防注射等交付手数料（岩舟）につきましては、本庁及び各総合支所窓口における犬の新規登録及び鑑札再交付の手数料と狂犬病予防注射済票の交付手数料であります。

104ページ、105ページをお開きください。2節清掃手数料であります。備考欄1行目、聖地公園墓所管理手数料（栃木）につきましては、栃木市聖地公園の墓所2,223区画分及び都賀聖地公園790区画分の管理手数料であります。

次の犬猫死体処理手数料（栃木）につきましては、飼い犬、飼い猫などの死体処理手数料29件分であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては2件、（都賀）1件、（西方）1件、（岩舟）3件であります。

次の一般廃棄物処理業許可申請手数料につきましては、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可申請手数料35件分であります。

次の粗大ごみ手数料（栃木）につきましては、一般家庭から排出される粗大ごみ483件の収集手数料であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては733件、（藤岡）429件、（都賀）49件、（西方）84件、（岩舟）337件であります。

次の廃棄物処理手数料につきましては、直接とちぎクリーンプラザに搬入されました4万3,776件の廃棄物処理手数料収入であります。

次の墓地管理手数料につきましては、市営墓地362件分の管理手数料であります。

以上で13款使用料及び手数料までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 続きまして、勅使川原藤岡市民生活課長。

○藤岡市民生活課長（勅使川原幸子君） 続きまして、108、109ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減における保険者支援分に対する2分の1の国庫負担金であります。

次の特別障がい者手当等給付負担金につきましては、障がい者が重複する重度の障がい者に支給しております特別障がい者手当等に対する4分の3の国庫負担金であります。

次の障がい者自立支援負担金につきましては、障がい者自立支援費に対する2分の1の国庫負担金であります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、第1号被保険者の第1段階保険料軽減分の国庫負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、母子生活支援施設に入所した方の措置費に対する国庫負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の扶助費分に対する国庫負担金であります。負

担割合は、ゼロから3歳未満の非被用者が45分の37、それ以外が6分の4となります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、児童扶養手当給付に対する国庫負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間の保育園、認定こども園及び小規模保育施設に入所している児童の教育・保育に要した費用に対する2分の1の国庫負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金（過年度）につきましては、平成27年度の実績報告に基づいた国庫負担金の追加交付金であります。

次に、3節生活保護費負担金であります。備考欄1行目の生活扶助費等負担金につきましては、生活扶助費などとして支給しました生活保護費に対する国庫負担金であります。

次の医療費等負担金につきましては、医療扶助費として支給しました生活保護費に対する国庫負担金であります。

次の介護扶助費等負担金につきましては、介護扶助費として支給しました生活保護費に対する国庫負担金であります。

次の生活扶助費等負担金（過年度分）につきましては、平成27年度実績に対する生活保護費等の精算に伴う不足分の追加交付であります。

次の介護扶助費等負担金（過年度分）につきましては、平成27年度実績に対する生活保護費等の精算に伴う不足分の追加交付であります。

110、111ページをお開きください。次に、2目1節保健衛生費負担金であります。備考欄の未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その国庫負担分であります。

2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金であります。備考欄1行目、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、マイナンバー制度に係る国庫補助金でありまして、通知カード、個人番号カードの作成等を委任している地方公共団体情報システム機構への事務委任にかかわる10分の10の補助金であります。

次の個人番号カード交付事務費補助金につきましても、マイナンバー制度にかかわる国庫補助金でありまして、職員人件費、臨時職員賃金、郵送料等、通知カード、個人番号カードの交付事務費に対する補助金であります。

112、113ページをお開きください。2目1節社会福祉費補助金であります。備考欄1行目、低所得高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付事業補助金につきましては、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務に対する10分の10の国庫補助金であります。

次の障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付事務補助金につきましては、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金給付事業の事業費に対する10分の10の国庫補助金でありま

す。

次の臨時福祉給付事業補助金につきましては、平成28年度臨時福祉給付金給付事業に対する10分の10の国庫補助金であります。

次の臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業補助金につきましては、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業の事務費に対する10分の10の国庫補助金であります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者の日中一時支援事業費、日常生活用具給付等事業費に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の地域介護・地域空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備促進交付金につきましては、介護施設へのスプリンクラー整備、介護ロボット導入、防犯対策強化事業に対する国庫補助金であります。

次の高齢福祉事業費補助金につきましては、低所得高齢者住まい・生活支援モデル事業の国庫補助金であります。

次の多機関協働包括的支援体制構築事業補助金につきましては、全世帯対応型の地域包括ケアシステム構築のためのモデル事業受託による国庫補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金であります。備考欄1行目、子ども・子育て支援交付金（健康増進課）につきましては、乳児家庭全戸訪問事業に係る補助金で、3分の1の補助であります。

次に、母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、保育課で実施した利用者支援事業及び民間の保育所、認定こども園及び小規模保育園が実施した延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業に対する3分の1の国庫補助金であります。

次の保育所等整備交付金につきましては、民間の認定こども園及び認定こども園への移行を予定する民間保育園計2園への施設整備に対する補助金のうち、保育所部分に対する国庫補助金であります。

次の保育所対策総合支援事業補助金につきましては、民間保育園及び認定こども園が実施した宿舍借り上げ支援事業、保育所等における業務効率化推進事業及び家庭支援推進保育に対する2分の1の国庫補助金であります。

次に、3節生活保護費補助金であります。備考欄の生活保護費補助金につきましては、生活保護運営対策事業及び生活保護適正実施推進事業、生活困窮者就労準備支援事業に対する国庫補助金であります。

次に、3目1節保健衛生費補助金であります。備考欄1行目、がん検診推進事業補助金につきましては、国が定めた年齢に該当した対象者の子宮頸がん検診、乳がん検診の検診費及び受診勧奨、再受診勧奨等の事務費に対する2分の1の補助金であります。

116、117ページをお開きください。次に、6目1節教育総務費補助金であります。備考欄の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、従来型の幼稚園に幼児が就園している世帯の保育料の保護者負担分を軽減するための国庫補助金であります。

次に、3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金であります。備考欄の中長期住居地届出等事務委託金につきましては、外国人の住居地届け出に関する事務の取り扱いに対する国からの委託金であります。

118、119ページをお開きください。次に、2目1節社会福祉費委託金であります。備考欄1行目、国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務に係る国からの事務委託金であります。

次の福祉年金事務委託金につきましては、福祉年金事務に係る国からの事務委託金であります。

次の国民年金協力連携事務委託金につきましては、国民年金事務における日本年金機構との協力や連携に係る国からの事務委託金であります。

次に、2節児童福祉費委託金であります。備考欄の特別児童扶養手当事務委託金につきましては、中度または重度の障がい児を監護する保護者に支給しております特別児童扶養手当の認定請求時の事務取り扱いに対する国庫委託金であります。

以上で14款国庫支出金の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 柏倉都賀市民生活課長。

○都賀市民生活課長（柏倉芳枝君） 続きまして、120、121ページをお開きください。

15款1項1目1節の社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する4分の3及び保険者支援分に対する4分の1の県負担金であります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対する4分の3の県負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援費に対する4分の1の県負担金であります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険第1号被保険者の第1段階保険料軽減分の県負担金であります。

次に、2節の児童福祉費負担金であります。備考欄1行目、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、母子生活支援施設に入所した方の措置費に対する4分の1の県負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の扶助費分に対する県負担金であります。負担割合は、ゼロ歳から3歳未満の被用者が45分の4、それ以外が6分の1となります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間の保育園、認定こども園及び小規模保育施設に入園している児童の教育・保育に要した費用に対する4分の1の県負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金（過年度）につきましては、平成27年度の実績報告に基づいた県負担金の追加交付金であります。

次に、3節の生活保護費負担金であります。備考欄、生活保護費負担金につきましては、居住地がないか、または明らかでない被保護者の生活保護費に対する4分の1の県負担金であります。

次に、2目1節の保健衛生費負担金であります。備考欄、未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その県負担分であります。

122、123ページをお開きください。2項1目1節の総務管理費補助金であります。備考欄4行目、消費者行政活性化事業費補助金につきましては、消費者被害の未然防止、被害の拡大防止等の消費者行政のさらなる充実・強化を図るためのもので、消費生活相談体制整備並びに啓発事業等に対する県の消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金からの補助金であります。

次の市町村生活交通路線運行費補助金につきましては、ふれあいバス及び蔵タク運行に対する県補助金であります。

次に、2目1節の社会福祉費補助金であります。備考欄1行目、重度心身障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次の隣保館運営等事業費補助金につきましては、大平隣保館及び厚生センターの運営費等に対する国と県からの地域改善事業費補助金であります。

次の民生委員推薦会交付金につきましては、民生委員推薦会委員の報酬に対する県交付金であります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、日中一時支援事業費、日常生活用具給付等事業等に対する4分の1の県補助金であります。

次の難聴児補聴器購入費等補助金につきましては、軽度・中等度難聴児補聴器購入費に対する3分の1の県補助金であります。

次の地域生活支援拠点体制整備モデル事業補助金につきましては、緊急時における支援体制を確立するため、相談支援に従事する職員の設置に関する経費に対する2分の1、ネットワークシステムの構築に関する経費に対する10分の10の県補助金であります。

次の在宅福祉事業費補助金につきましては、老人クラブ、老人クラブ連合会の活動に対する県補助金であります。

次の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、生計が困難な方に対して、社会福祉法人が実施する介護保険サービスの利用者負担額軽減に対する県補助金であります。

次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、介護施設の備品購入等の開設準備経費に対する県補助金であります。

次の介護人材緊急確保対策事業費補助金につきましては、中高年齢者等介護初心者に対する介護サポーター養成に対する県補助金であります。

次に、2節の児童福祉費補助金であります。備考欄1行目、こども医療対策費補助金につきましては、こども医療費助成事業の償還払いと未就学児の現物給付に対する2分の1、市独自での現物給付に対する4分の1の県補助金であります。

124、125ページをお開きください。備考欄1行目、妊産婦医療対策費補助金につきましては、妊産婦医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次のひとり親家庭医療費補助金につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業に対する2分の1の補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（健康増進課）につきましては、乳児家庭全戸訪問事業に対する3分の1の県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業に対する3分の1の県補助金であります。

次の施設型給付費等事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度に伴い、1号認定児童の教育に対する施設型給付費のうち、地方単独費用部分に対する2分の1の県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、保育課で実施した利用者支援事業及び民間の保育所、認定こども園及び小規模保育施設が実施した延長保育事業、一時預かり事業及び病児保育事業に対する3分の1の県補助金であります。

次の特別保育事業等推進費補助金につきましては、民間保育園の1歳児保育担当保育士や食物アレルギー対策対応のための調理員の増員費、また公立保育園の産休代替職員費に対する2分の1の県補助金であります。

次の第3子以降保育料免除事業費補助金につきましては、保育園に通う18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、そのうち3人目以降の保育料減免に対する県補助金であります。

次の認定こども園施設整備交付金につきましては、民間の認定こども園及び認定こども園への移行を予定する民間保育園計2園への施設整備に対する補助金のうち、幼稚園部分に対する県補助金であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、民間保育園及び認定こども園が実施した保育士負担軽減のための保育体制強化事業に対する4分の3及び保育補助者雇い上げ強化事業に対する8分の7の県補助金であります。

次に、3目1節の保健衛生費補助金であります。備考欄1行目、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金につきましては、小児慢性特定疾病に罹患している児童に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業で、2分の1の県補助金であります。

次の健康増進事業費補助金につきましては、健康増進法に基づく保健事業に対する県補助金であります。

次の地域自殺対策強化交付金につきましては、自殺予防事業費に対する県補助金であります。

次の予防接種事故処理費補助金につきましては、種痘予防接種による健康被害者に対する障がい年金等に係る補助金で、支出額の4分の3の県補助金であります。

次の病院群輪番制病院運営補助金につきましては、2次救急医療の需要に応えるため実施される病院群輪番制病院運営事業に対する助成であり、獨協医科大学病院ととちぎメディカルセンターへの補助金であります。

次の小児二次救急医療支援事業補助金につきましては、栃木、鹿沼医療圏における小児二次救急病院である獨協医科大学病院への助成額に対する3分の2の県補助金であります。

次の未熟児養育医療費補助金（過年度分）につきましては、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費に対する県補助金であります。

少し飛びまして、128、129ページをお開きください。2項8目2節の民生施設災害復旧費補助金であります。備考欄、社会福祉施設等災害復旧費補助金につきましては、学童保育施設災害復旧事業費に対する県補助金であります。

130、131ページをお開きください。3項1目2節の戸籍住民基本台帳費委託金であります。備考欄、人口動態統計事務費委託金につきましては、人口動態統計事務に対する県からの委託金であります。

次に、2目1節の社会福祉費委託金であります。備考欄、人権啓発推進事業委託金につきましては、児童が協力しながら花を育てることで、優しさや思いやりの気持ちを感じながら、人権を大切にすることを成長させることを目的とした人権の花運動に対する県からの事業委託金であります。

以上で15款県支出金の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 落合西方市民生活課長。

○西方市民生活課長（落合博昭君） 続きまして、132、133ページをお開きください。16款1項1目1節土地建物貸付収入であります。備考欄下から6行目の広告モニター設置収入につきましては、本庁舎2階の市民生活課及び保険医療課に設置されております広告モニターの広告放映料、公有財産使用料及び電気料であります。

次の大平隣保館自動販売機設置収入につきましては、大平隣保館に設置している自動販売機1台分の設置収入であります。

次の医療福祉モール共用駐車場貸付収入につきましては、共用駐車場64台分の貸付収入であります。

次の大平健康福祉センター自動販売機設置等収入につきましては、自動販売機7台分の設置収入と福祉相談室貸し付け料が主なものであります。

次の渡良瀬の里自動販売機設置収入につきましては、自動販売機3台分の設置収入であります。

次の岩舟健康福祉センター自動販売機設置収入につきましては、遊楽々館自動販売機8台分の設置収入であります。

134、135ページをお開きください。備考欄の上から1行目、小野寺ふれあい館自動販売機設置収入につきましては、自動販売機1台分の設置収入であります。

次の栃木保健福祉センター自動販売機設置収入につきましては、自動販売機2台分の設置収入であります。

次の都賀保健センター自動販売機設置収入につきましては、自動販売機1台分の設置収入であります。

続きまして、138、139ページをお開きください。下段の2目1節の利子及び配当金につきましては、次のページをお開きください。備考欄上から11行目、中ほどの印紙等購買基金利子から4行飛びまして地域医療対策基金利子までの6つの基金利子につきましては、各基金の積立金利子であります。

続きまして、144、145ページをお開きください。17款1項3目1節社会福祉費寄附金であります。備考欄の社会福祉振興寄附金につきましては、市民や団体からの寄附金であります。

次の2節児童福祉費寄附金につきましては、2件分の寄附金であります。

次の4目1節保健衛生費寄附金につきましては、寄附金はございませんでした。

続きまして、148、149ページをお開きください。18款1項1目国民健康保険特別会計繰入金につきましては、収入はございませんでした。

次の2目後期高齢者医療特別会計繰入金につきましても、収入はございませんでした。

次の3目介護保険特別会計繰入金につきましては、平成27年度一般会計繰入金の精算確定に伴い、繰り出し超過分を繰り入れたものであります。

続きまして、150、151ページをお開きください。上から2段目、18款2項4目地域福祉基金繰入金につきましては、地域福祉事業の実施のため、一般会計へ繰り入れたものであります。

次の5目墓園管理基金繰入金につきましては、聖地公園内の墓域内補修工事等の実施のため一般会計へ繰り入れたものであります。

次に、4段飛びまして、10目地域医療対策基金繰入金につきましては、次のページの上段をごらんください。こちらは、地域医療の充実及び強化を図るための事業費用として、一般会計へ繰り入れたものであります。

以上で18款までの歳入所管部分の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 縫田岩舟市民生活課長。

○岩舟市民生活課長（縫田靖夫君） 続きまして、158、159ページをお開きください。20款3項1目1節社会福祉費貸付金元利収入であります。備考欄の老人保健施設整備貸付金元金収入につきましては、老人保健施設整備に係る2事業に対する貸付金に対する返還金であります。

次に、2目1節保健衛生費貸付金元利収入あります。備考欄のとちぎメディカルセンター運転資金貸付金元金収入につきましては、とちぎメディカルセンターに対する単年度の運転資金貸付制度に伴い、年度末に貸付金を全額返済いただいたものであります。

続きまして、162、163ページをお開きください。20款5項4目1節印紙等売捌手数料であります。備考欄の印紙等売捌手数料につきましては、旅券申請書に貼付する収入印紙及び栃木県収入証紙の売捌手数料であります。

164、165ページをお開きください。2節雑入であります。備考欄の下から6項目めの仮ナンバー弁償金等（市民生活課）につきましては、仮ナンバー1件の弁償金であります。

次の歳タク運行事業者運賃外収入等（交通防犯課）につきましては、歳タク運行に対する国庫補助金が運行事業者に直接納付されることとなっているため、事業者から同額分を市に納めていただいた納入金が主なものであります。

次の栃木県後期高齢者医療広域連合職員給与負担金等（保険医療課）につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員2名分の給与負担金であります。

次の回収物売払収入等（環境課）につきましては、一般家庭から分別排出されます資源物のうち、新聞紙、雑誌、段ボールなどの売払収入が主なものであります。

次の資源有価物売却代（環境課）につきましては、クリーンプラザに搬入されたごみの中から選別したアルミ、鉄などの売却代金であります。

次の再生品提供事業売上金（環境課）につきましては、クリーンプラザに粗大ごみとして搬入された自転車、家具などを修理、再生し、市民へ安価にて提供した際の売り払い代金であります。

166、167ページをお開きください。備考欄1行目の余剰電力売却代（環境課）については、クリーンプラザにおいて発電した電力のうち余剰となったものを東京電力に売却した代金であります。

次のペットボトル有償入札拠出金（環境課）につきましては、クリーンプラザにおけるペットボトルの引き渡し量に応じて納付されました公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金であります。

次の自動車道導入促進対策費補助金（環境課）につきましては、電気自動車を購入したことに対する一般社団法人次世代自動車振興センターからの補助金であります。

次の福島原発事故に係る損害賠償金（環境課）につきましては、クリーンプラザにおけるごみの償却に伴う排ガス及び焼却灰などに含まれる放射能を測定した費用並びに放射能による焼却灰処分

費の増加費用に対する東京電力からの賠償金であります。

次の男女共生大学聴講料等（人権・男女共同参画課）につきましては、とちぎ市男女共生大学聴講料であります。

次のりんぼかんまつり売り上げ代等（人権・男女共同参画課）につきましては、りんぼかんまつりの際のきな粉餅などの売り上げ代及び大平榎本集会所ふれあい交流会の参加者負担金が主なものであります。

次の回収物売払収入等（大平市民生活課）から同じ項目の（岩舟市民生活課）までにつきましては、一般家庭から分別排出されます資源物のうち新聞紙、雑誌、段ボールなどの売払収入が主なものであります。

次の診療報酬返還金等（障がい福祉課）につきましては、自立支援医療費に係る診療報酬過誤による返還金、障がい児福祉手当過誤払いによる返還金などであります。

次の生活保護費返還金等（生活福祉課）につきましては、生活保護法による返還金及び生活保護費資金前渡金預金利子が主なものであります。

次の生活保護費返還金滞納繰越分（生活福祉課）につきましては、生活保護費返還金滞納繰越分であります。

次の老人福祉センター電話使用料等（高齢福祉課）につきましては、老人福祉センター3園の電話使用料及びコピー使用料が主なものであります。

次の病院群輪番制病院運営費負担金等（健康増進課）につきましては、病院群輪番制病院運営を初めとする救急医療対策事業を実施するに当たり、関係市町からの事業実施主体である栃木市への負担金及び平成22年に実施した子宮頸がん予防ワクチン接種を原因とする重度の健康被害者への損害賠償の原資として受け入れた全国市長会予防接種事故賠償保障保険の保険金が主なものであります。

次のとちぎメディカルセンター病院敷地転貸料等（健康増進課）につきましては、とちぎメディカルセンターからの病院敷地賃借料及び本市からとちぎメディカルセンターに派遣しました職員1名分の給与負担金であります。

次の電話使用料等（子育て支援課）につきましては、とちぎコミュニティプラザ公衆電話使用料などあります。

次の保育所職員給食費等（保育課）（栃木）から169ページの同じ項目の（岩舟）までにつきましては、各地域の公立保育園の職員給食費自己負担分及び遠足参加保護者負担金などあります。

上から4項目めの認定こども園給食費等（保育課）（西方）につきましては、認定西方なかよしこども園の保育園分の園児及び職員の給食費負担分、また遠足参加保護者負担金などあります。

以上で所管部分の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で一般会計決算の所管関係部分の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 3時38分)

---

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時55分)

---

◎認定第2号の上程、説明

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第2、平成28年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

藤平保険医療課長、お願いします。

○保険医療課長（藤平恵市君） よろしくをお願いいたします。

それでは、平成28年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。説明に当たりまして、収入及び支出のない科目につきましては説明を省略させていただきます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の412、413ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、備考欄1行目の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をいたしました16人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましても職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましても職員課の所管となりますが、臨時職員に係る健康保険料、厚生年金保険料等の共済費であります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、各科目の予算で雇用いたしました臨時職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費となりますので、説明を省略させていただきます。

次の国民健康保険事務費につきましては、保険証の送付等に係る郵便料、レセプト71万7,273件の共同処理等に係る電算処理委託料、レセプト管理システム用パソコン等のOA機器借上料が主なものであります。

次の診療報酬明細書点検事務費につきましては、レセプト点検員4人分の臨時職員賃金が主なものであります。

次に、2目連合会負担金、備考欄の国保連合会負担金につきましては、栃木県国民健康保険団体連合会の事務運営に要します経費の法定負担金であります。

次に、2項1目賦課徴収費についてであります。備考欄の2行目、国民健康保険税賦課事務費につきましては、保険税に係る納税通知書の郵送料と保険税賦課や催告処理等に係る電算処理委託

料が主なものであります。

414、415ページをお開きください。国民健康保険税収納率向上事業費につきましては、収税課収納員2名分の報酬が主なものであります。

次の国民健康保険税徴収事務費につきましては、保険税に係る督促状郵送料と滞納者に対する催告処理等に係る電算処理委託料が主なものであります。

次のマルチペイメント口座振替受付サービス事業費につきましては、ネット基本料に係る使用料が主なものであります。

次に、3項1目運営協議会費、備考欄の運営協議会運営費につきましては、国保運営協議会委員18人分の報酬が主なものであります。

416、417ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費、備考欄の一般被保険者診療報酬支払経費につきましては、延べ68万3,203件に要した療養給付費負担金であります。

次に、2目退職被保険者等療養給付費、備考欄の退職被保険者等診療報酬支払経費につきましては、延べ1万6,015件に要した療養給付費負担金であります。

次に、3目一般被保険者療養費、備考欄の一般被保険者療養費支払経費につきましては、柔道整復師による施術や補装具、はり、きゅう等の療養費、延べ1万3,756件に要した療養費負担金であります。

次に、4目退職被保険者等療養費、備考欄の退職被保険者等療養費支払経費につきましては、延べ299件に要した療養費負担金であります。

次に、5目審査支払手数料、備考欄の診療報酬等審査経費につきましては、国保団体連合会で審査したレセプト71万8,675件のレセプト審査手数料であります。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費であります。備考欄の一般被保険者高額療養費支払経費につきましては、延べ2万2,507件に要した高額療養費の負担金であります。

418、419ページをお開きください。2目退職被保険者等高額療養費、備考欄の退職被保険者等高額療養費支払経費につきましては、延べ443件に要した高額療養費の負担金であります。

次に、3目一般被保険者高額介護合算療養費、備考欄の一般被保険者高額介護合算療養費支払経費につきましては、34件に要した高額介護合算療養費の負担金であります。

次に、4目退職被保険者等高額介護合算療養費、備考欄の退職被保険者等高額介護合算療養費支払経費につきましては、5件に要した高額介護合算療養費の負担金であります。

次に、4項1目出産育児一時金、備考欄の出産育児一時金支払経費につきましては、出産1件につき40万4,000円、産科医療補償制度を利用した場合には1万6,000円を加算し42万円を支給するものであり、162件分の負担金であります。

次に、2目支払手数料、備考欄の出産育児一時金支払手数料につきましては、155件分に係る支払手数料であります。

420、421ページをお開きください。次に、5項1目葬祭費、備考欄の葬祭費支払経費につきましては、葬祭1件につき5万円を支出するものでありまして、282件分の負担金であります。

422、423ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金、備考欄の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の負担金でありまして、国保加入人数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。なお、以降429ページまでの介護納付金までは、社会保険診療報酬支払基金への拠出並びに納付したものです。

次に、1項2目後期高齢者関係事務費拠出金、備考欄の後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、後期高齢者医療制度関係の事務費拠出金であります。

424、425ページをお開きください。4款1項1目前期高齢者納付金、備考欄の前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者に係る医療費の財政調整を行うための納付金であります。

次に、2目前期高齢者関係事務費拠出金、備考欄の前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前期高齢者納付金の事務費拠出金であります。

426、427ページをお開きください。5款1項2目老人保健事務費拠出金につきましては、老人保健の事務費に係る負担金であります。

428、429ページをお開きください。6款1項1目介護納付金であります。備考欄の介護納付金につきましては、40歳以上65歳未満の国保被保険者に係る介護納付金であります。

430、431ページをお開きください。7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、備考欄の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、一般被保険者の1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出したものであります。なお、同ページの他の拠出金につきましては、全て国保団体連合会に拠出したものです。

次に、2目保険財政共同安定化事業拠出金、備考欄の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、一般被保険者の1件80万円までの全ての医療費を対象とした共同事業に係る拠出金であります。

次に、3目高額医療費共同事業事務費拠出金、備考欄の高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、高額医療費共同事業に係る事務費拠出金であります。

次に、4目その他の共同事業事務費拠出金、備考欄のその他の共同事業事務費拠出金につきましては、県国保団体連合会に委託している交通事故等による第三者行為損害賠償求償事務に係る事務費拠出金であります。

432、433ページをお開きください。8款1項1目特定健康診査等事務費、備考欄の2行目の特定健康診査事業費につきましては、けんしんパスポート発送郵便料、国保被保険者8,332人の方が受診されました特定健康診査の委託料、特定検査等データ管理システムルーター借上料が主なものであります。

次の特定保健指導事業費につきましては、特定健康診査においてメタボリックシンドロームやそ

の他予備群と判定された被保険者に対し、保健指導を実施した際の非常勤の管理栄養士1名の報酬が主なものであります。

次に、2項1目保健衛生普及費であります。備考欄1行目の健康啓発事業につきましては、エイズ予防パンフレットの購入費であります。

次に、医療費通知事業費につきましては、医療費通知年6回、延べ12万4,620件に係る郵便料及び電算処理委託料であります。

次の後発医薬品利用差額通知事業費につきましては、後発医薬品差額通知1,188件に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の国保歯周疾患検診事業費につきましては、国保歯周疾患検診233件に係る検診機関への委託料であります。

次に、2ページ飛ばしまして、436、437ページをお開きください。9款1項1目保険財政調整基金積立金、備考欄の保険財政調整基金積立金につきましては、保険財政調整基金の利子を基金に積み立てたものであります。

2ページ飛ばしまして、440、441ページをお開きください。11款1項1目一般被保険者保険税還付金、備考欄の一般被保険者過誤納還付金につきましては、485件分の保険税過誤納還付金であります。

次に、2目退職被保険者等保険税還付金、備考欄の退職被保険者等過誤納還付金につきましては、退職被保険者等に対する13件分の保険税過誤納還付金であります。

次に、3目償還金、備考欄の療養給付費等負担金等返還金につきましては、平成27年度の療養給付費等に係る国庫負担金の精算の結果、超過交付となった交付金の返還金であります。

次に、4目一般被保険者還付加算金、備考欄の一般被保険者過誤納還付加算金につきましては、一般被保険者に対する53件分の過誤納還付加算金であります。

次に、5目退職被保険者等還付加算金、備考欄の退職被保険者等過誤納還付加算金につきましては、1件分の退職被保険者に対する過誤納還付加算金であります。

442、443ページをお開きください。12款1項1目予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、決算書の380、381ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯数2万4,845世帯、被保険者数4万2,307人、収納率88.5%であります。備考欄の還付未済金につきましては324件分であります。

次に、2節後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、課税世帯数、被保険者数は1節と同じであります。収納率は88.2%であります。備考欄の還付未済金については193件分であります。

次に、3節介護納付金分現年課税分につきましては、課税世帯数1万864世帯、被保険者数1万3,406人、収納率86.5%であります。備考欄の還付未済金については102件分であります。

次に、4節医療給付費分滞納繰越分の収納率は19.1%、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収納率は19.9%、6節介護納付金分滞納繰越分の収納率は19.1%であります。

次の2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯数271世帯、被保険者数600人、収納率96.8%であります。備考欄の還付未済金については3件分であります。

次の2節後期高齢者支援金分現年課税分については、課税世帯数、被保険者数は1節と同じであります。収納率は96.7%であります。備考欄の還付未済金については3件分であります。

次の3節介護納付金分現年課税分につきましては、課税世帯数401世帯、被保険者数549人、収納率96.6%であります。備考欄の還付未済金については3件分であります。

4節医療給付費分滞納繰越分の収納率は27.8%、次ページになりますが、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収納率は27.6%、6節介護納付金分滞納繰越分の収納率は27.7%であります。

386、387ページをお開きください。2目督促手数料、1節督促手数料につきましては、保険税の督促手数料であります。

388、389ページをお開きください。4款1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分であります。備考欄の療養給付費等、介護給付費納付金、後期高齢者支援金につきましては、負担基本額に対する100分の32の国庫負担金であります。

次に、2目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会が行う1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る拠出金に対する4分の1の国庫負担金であります。

次の3目1節特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の費用に対する3分の1の国庫負担金であります。

次に、2項1目1節普通調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するための国の交付金であります。

次の2節特別調整交付金につきましては、災害その他特別な事情がある場合や医療費の適正化や収納率向上等の経営努力の顕著な保険者に対する国の交付金であります。

390、391ページをお開きください。2目1節国保制度関係業務準備事業費補助金につきましては、平成30年度の国保制度改革に伴うシステム改修に要する経費に対する10分の10の国庫補助金であります。

次の3目1節災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に係る避難指示等の国保被保険者に対する保険税及び一部負担金等の減免の実施による負担増に対しての補助金であります。

392、393ページをお開きください。5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分につつまし

ては、退職被保険者等に係る療養給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、2節過年度分につきましては、前年度分の療養給付費等交付金の精算の結果、追加交付となったものです。

394、395ページをお開きください。6款1項1目前期高齢者交付金、1節現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者について、保険者間の負担の平準化を図るため財政調整を行うものでありまして、前期高齢者の加入率が全国平均を上回っているため、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

396、397ページをお開きください。7款1項1目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業の拠出金に対する4分の1の県負担金であります。

次に、2目1節特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の費用に対する3分の1の県負担金であります。

次に、2項1目財政調整交付金、1節の安定化調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するため、保険給付費等に対する6%の県交付金であります。

次に、2節支援調整交付金につきましては、医療費適正化の取り組みや収納率向上の実績に応じて県から交付されたものであります。

398、399ページをお開きください。8款1項1目1節、備考欄の高額医療費共同事業交付金につきましては、保険者の財政運営の安定化を図るための一般被保険者の1件80万円を超える高額な医療を対象とした共同事業に係る国保連合会からの交付金であります。

次に、2目1節保険財政共同安定化事業交付金につきましては、国保財政の安定化、負担の平準化を図るための一般被保険者の1件80万円までの全ての医療費を対象とした共同事業に係る国保連合会からの交付金であります。

400、401ページをお開きください。9款1項1目1節利子及び配当金、備考欄の保険財政調整基金利子につきましては、基金から生じた預金利子であります。

402、403ページをお開きください。10款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、備考欄の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、保険税軽減の対象となった被保険者の保険税のうち軽減相当額を公費で補填するものであり、次の（保険者支援分）については中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するため、保険税軽減対象となった一般被保険者数に応じまして公費を補填するものであり、低所得者への保険税軽減分に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、2節その他一般会計繰入金、備考欄の出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児一時金に対する繰入金です。

次の財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保財政の安定化のための繰入金であります。

次の人件費繰入金につきましては、国保特会で支出した職員の人件費についての繰入金であります。

次の事務費繰入金につきましては、国民健康保険事務費や賦課徴収事務費など、国保特会で支出した事務費についての繰入金であります。

次の地方単独事業保険給付費繰入金につきましては、こども医療費等の地方単独事業による療養給付費負担金の減額分に対する繰入金であります。

次の赤字繰入金につきましては、国保特会の赤字分等に対する一般会計からの繰入金であります。

404、405ページをお開きください。11款1項2目1節その他繰越金につきましては、前年度の決算剰余金を繰り越したものであります。

406、407ページをお開きください。12款1項1目1節、備考欄の一般被保険者延滞金、後期高齢者支援分延滞金、介護納付金分延滞金につきましては、一般被保険者の保険税滞納に係る延滞金であります。

次に、2目1節、備考欄の退職被保険者等延滞金、後期高齢者支援分延滞金、介護納付金分延滞金までにつきましては、退職被保険者等の保険税滞納に係る延滞金であります。

408、409ページをお開きください。2目1節、備考欄の一般被保険者第三者納付金につきましては、一般被保険者に係る交通事故による第三者からの納付金20件分であります。

次に、4目1節一般被保険者返納金につきましては、現年度分の返納金247件分であります。次の滞納繰越分につきましては、返納金18件分であります。

次に、5目1節退職被保険者等返納金につきましては、退職被保険者からの返納金2件分であります。

次に、6目1節雑入、備考欄の1行目、雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員6人から預かりました雇用保険料の自己負担分であります。

次の雑入につきましては、療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金の一部に相当する額であります。

次の老人保健医療費拠出金還付金につきましては、老人保健医療費拠出金における還付金であります。

以上で国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

◎認定第3号の上程、説明

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第3、平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

当局からの説明をお願いいたします。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） それでは、平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。収入及び支出のない科目につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の464、465ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、備考欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をいたしました職員8人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の後期高齢者医療事務費につきましては、各種通知の郵便料が主なものであります。

次に、2項1目徴収費、備考欄の1行目、後期高齢者医療保険料賦課事務費につきましては、納入通知書等の郵便料及び保険料賦課計算等の電算処理委託料が主なものであります。

次の後期高齢者医療保険料徴収事務費につきましては、保険料納入通知書等の電算処理委託料が主なものであります。

次に、466、467ページをお開き願いたいと思います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、備考欄の1行目、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、市で受け入れた保険料を全額栃木県後期高齢者医療広域連合に納付した負担金であります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者軽減措置に対します負担金であります。

468、469ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者健診事業費、備考欄1行目、健康診査事業費につきましては、医療機関への健康診査委託料と県広域連合への負担金が主なものであります。

次に、後期歯周疾患検診事業費につきましては、医療機関への歯周疾患検診委託料と県広域連合への負担金であります。

次に、470、471ページをお開きください。4款1項1目保険料還付金、備考欄の後期高齢者医療保険料還付金につきましては、過誤納された保険料の還付金であります。

次の2目保険料還付加算金、備考欄の後期高齢者医療保険料還付加算金につきましては、還付金に加算された利息相当分であります。

次に、472、473ページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、決算書の450、451ページをお開き願いたいと思います。1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料、1節後期高齢者医療特別徴収保険料につきましては、年金天引き分として被保険者数1万8,541人、収納率は100%であります。

次に、2目後期高齢者医療普通徴収保険料、1節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分につきましては、普通徴収分として被保険者数4,237人、収納率は98.4%であります。

次に、2節後期高齢者医療普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、滞納繰越分として被保険者数74人、収納率42%であります。

次に、452、453ページをお開きください。2目1節督促手数料、備考欄の督促手数料につきましては、保険料の督促手数料であります。

2ページ飛びまして、456、457ページをお開きください。4款1項1目1節事務費繰入金につきましては、人件費及び事務費に対します一般会計からの繰入金であります。

次に、2目1節保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減分に対します一般会計からの繰入金であります。

次に、458、459ページをお開きください。5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、前年度からの繰越金であります。

次に、460、461ページをお開きください。6款1項1目1節延滞金につきましては、保険料滞納に対する延滞金であります。

次に、2項1目1節保険料還付金につきましては、過誤納された保険料の還付金であります。

次に、2目1節保険料還付加算金につきましては、還付金に加算された利息相当分であります。

次に、3項1目1節預金利子につきましては、後期高齢者医療特別会計から生ずる預金利子であります。

次に、462、463ページをお開きください。4目雑入、1節後期高齢者健診事業負担金につきましては、健康診査委託料及び事務費に対します栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金であります。

2行目の歯周疾患検診事業負担金につきましては、歯周疾患検診委託料に対します栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金であります。

次に、2節雑入、備考欄の後期高齢者医療特別対策補助金につきましては、人間ドック検診事業に対します広域連合からの補助金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

◎認定第4号の上程、説明

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第4、平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳

入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それでは、平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。なお、収入済額、支出済額がゼロの項目につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、歳出からご説明いたしますので、510、511ページをお開き願います。1款1項1目、備考欄の職員人件費は職員課の所管となりますが、一般管理費において予算措置をいたしました職員24人分の給与等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）は、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。以下、各項目に計上されております職員人件費、県市町村総合事務組合負担金等の職員課所管人件費関連につきましては、同様の内容となりますので、説明を省略させていただきます。

次の介護保険総務費（栃木）は、被保険者証などの郵便料、介護保険システム保守等委託料、コピー機借上料等の事務経費が主なものであります。

次の介護保険システム改修事業費は、介護保険制度改正による介護保険システムの改修費であります。

続きまして、2項1目、備考欄の介護保険料賦課事務費及び次ページ、介護保険料徴収事務費は、保険料徴収開始通知書、納入通知書等の郵送料及び電算委託料であります。

次に、512、513ページをお開きください。3項1目、備考欄の介護認定審査会事務費のうち介護認定審査会委員報酬は、介護認定の審査判定を行う機関として、保健、医療、福祉の学識経験者68人で構成され、年間336回の介護認定審査会の開催にかかわる経費であります。

次の郵便料は、認定結果通知の郵便料であります。

次の主治医意見書作成手数料につきましては、介護認定審査に必要な主治医意見書の作成手数料であります。

次に、2目、備考欄2段目、介護認定調査等事務費は、介護認定調査員16名分の報酬及び認定調査6,979件の実施などの介護認定調査に要した経費であります。

次の介護認定調査訪問自動車購入費は、訪問調査用軽自動車の老朽化による更新費用であります。

次に、514、515ページをお開きください。2款保険給付費であります。中ほどの2目、備考欄の特例居宅介護サービス給付費は、市が基準該当居宅サービスとして実施している介護タクシーを利用した際に支給した59件分の給付費であります。

次の3目地域密着型介護サービス給付費は、要介護認定者が認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを受けたことによる1万2,425件分の給付費でありま

す。

次に、516、517ページをお開きください。7目、備考欄の居宅介護福祉用具購入費は、要介護者が入浴や排せつの際に用いる福祉用具を購入した際に支給した592件分の給付費であります。

次に、8目居宅介護住宅改修費は、要介護者が手すりの取り付けや段差解消などの日常生活に必要な小規模な住宅改修を行った際に支給した392件分の給付費であります。

次に、9目居宅介護サービス計画給付費は、要介護者のケアプランの作成及びケアマネジメントに対して支払われた給付費で、4万5,493件分であります。

続きまして、2項の介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2に認定された方への給付費で、1項の介護サービス等諸費と同様の事業内容でありますので、件数のみ報告して説明にかえさせていただきます。1目介護予防サービス給付費は、1万4,123件分であります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費は、73件分であります。

次に、518、519ページをお開きください。5目介護予防福祉用具購入費は、102件分であります。

6目介護予防住宅改修費は、136件分であります。

7目介護予防サービス計画給付費は、1万315件分であります。

次に、3項1目審査支払手数料は、介護報酬の審査支払いにかかわる栃木県国民健康保険団体連合会への事務処理手数料で、単価が65円、19万358件分であります。

4項1目高額介護サービス費は、要介護者が介護サービスを受けて支払った自己負担額が1カ月の負担限度を超えたときに、その超えた分を償還払いし、負担軽減を図ったことによる給付費で、2万2,314件分であります。

次に、520、521ページをお開きください。2目高額介護予防サービス費は、要支援者に対する同様の給付費で、162件分であります。

次に、5項1目高額医療合算介護サービス費は、医療保険における世帯内で医療及び介護保険の両制度における自己負担の合計額が1年の限度額を超えたときに、その超えた分を案分して要介護者に償還払いした給付費で、1,094件分であります。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費は、要介護認定者で低所得の方が施設入所サービス等を利用した際の食費、居住費について負担軽減を図るため、利用者負担段階に応じて補足給付したもので、1万2,174件分であります。

3目の特定入所者介護予防サービス費は、要支援者に対する同様の給付費で、12件分であります。

次に、526、527ページをお開きください。4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、剰余金及び基金運用利子の積立金であります。

次に、528、529ページをお開きください。5款1項1目、備考欄4段目の介護予防訪問事業費は、生活機能が低下している高齢者を家庭訪問する臨時看護師の賃金が主なものであります。

次の二次予防事業対象者把握事業費は、生活機能低下者を把握する調査事業で、対象者把握業務

委託料と郵送料が主なものであります。

次の介護予防通所事業費は、二次予防事業対象者に運動器機能向上を図る教室を実施したもので、事業実施委託料と講師謝金が主なものであります。

続きまして、2目、備考欄4段目の在宅老人介護予防宣伝事業費は、高齢者保健福祉サービスの有効活用を図るため、サービス案内用の冊子4,500冊分の印刷代であります。

次に、530、531ページをお開きください。説明欄1段目のはつらつセンター事業費は、自治会等が実施するはつらつセンター115カ所分の事業委託料が主なものであります。

次の介護予防普及啓発事業費は、一般高齢者を対象に運動や栄養改善などの介護予防教室を開催した際の講師への報償金、業務委託料が主なものであります。

次の地域介護予防活動支援事業費は、地域において介護予防活動を行うますます元気サポーターを養成、育成するための講師への報償金、小野寺、静和ふれあい館事業の業務委託料が主なものであります。

続きまして、2項1目地域包括支援センター事務費は、地域包括支援センターシステムのOA機器借上料と保守委託料、センター運営に伴う臨時職員賃金、その他事務費が主なものであります。

2目、備考欄の総合相談事業費は、地域包括支援センターにおいて高齢者虐待や生活上の問題等、総合的な相談支援を担う社会福祉士4名分の業務委託料であります。

532、533ページをお開きください。3目、備考欄4段目の権利擁護事業費は、地域包括支援センターで高齢者虐待等の権利擁護の支援を行う社会福祉士2名分の非常勤職員報酬であります。

次に、4目、備考欄2段目の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターにおいてケアマネジメント支援業務を担う主任ケアマネジャー4名分の非常勤職員報酬及び法人等への3名分の業務委託料が主なものであります。

次に、6目、備考欄2段目の生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーター配置に向けた準備に従事する臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

534、535ページをお開きください。備考欄1段目の認知症初期集中支援推進事業費は、認知症の早期対応を目的とした初期集中支援チーム設置に向けた研修旅費であります。

次に、8目、備考欄、認知症地域支援ケア向上事業費は、認知症の状態に応じた対応を示した認知症ケアパスの印刷製本費であります。

次に、9目地域ケア会議推進事業費は、地域包括ケア構築に向けた協議、検討を行う推進会議出席者謝金であります。

次に、10目任意事業の備考欄、介護給付等適正化事業費は、介護サービス利用状況を周知するため、介護給付費の通知を行った際の通知作成委託料と郵送代であります。

次の住宅改修理由書作成支援事業費は、ケアマネジャーのついていない要介護等の方に対し住宅改修の理由書を作成した場合に、介護支援専門員等に1件2,000円の報償金を支払うもので、11件

分であります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣委託事業費は、川原田市営住宅のシルバーハウジングに設置した高齢者相談所に生活援助員1名を配置し、入居者からの相談対応や支援を行うシルバーハウジング生活相談員派遣事業委託料が主なものであります。

次の高齢者ふれあい相談員事業費は、ひとり暮らし高齢者世帯の安否確認を行うふれあい相談員835人に対する報償費が主なものであります。

次の家族介護継続支援事業費は、要介護3以上の認定を受け、自宅で生活している方へ月額3,500円を上限としたおむつの現物給付を行うものであります。

次の高齢者地域見守り支援事業費は、認知症を理解し、支え合うための市民特別講座や認知症サポーター養成講座に係る講師報償金とテキスト購入代、地域支え合い活動対象者把握業務委託料が主なものであります。

次の在宅老人成年後見制度利用支援事業費は、身寄りのない認知症等の成年後見市長申し立てに係る診断作成手数料と印紙代、成年後見人への謝金が主なものであります。

次の地域自立支援事業費につきましては、各地域包括支援センターの24時間通報体制を確保するため、夜間等電話相談業務委託料であります。

次の傾聴事業費は、傾聴活動を行う団体に対する補助金であります。

続きまして、538、539ページをお開きください。7款1項1目、備考欄の第1号被保険者過誤納還付金は、65歳以上の第1号被保険者に対する190件分の保険料の過誤納還付金であります。

次に、2目、備考欄の国庫支出金等返還金は、平成27年度介護給付費負担金等の精算確定により超過交付となった額を返還したものであります。

続きまして、2項1目、備考欄の一般会計繰入金は、平成27年度介護保険特別会計の精算により、給付費への一般会計繰入金の超過分を繰り出したものであります。

540、541ページをお開きください。8款予備費であります。5款1項2目地域介護予防活動支援事業費に予備費充用をしたものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、480、481ページへお戻りください。1款1項1目の第1号被保険者保険料は、保険給付費の22%に当たる65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、収納率は97.7%であります。

1節現年度分特別徴収保険料ですが、被保険者数は4万2,554人、収納率100%であります。備考欄の還付未済金は321件分であります。

2節現年度分普通徴収保険料ですが、被保険者は4,683人、収納率は88.4%でありまして、備考欄の還付未済金は22件分であります。

3節滞納繰越分普通徴収保険料は、滞納者は596人、収納率は24.3%であります。

次に、484、485ページをお開きください。3款1項1目の督促手数料につきましては、普通徴収

の介護保険料に係る4,571件分の督促手数料であります。

次に、486、487ページをお開きください。4款1項1目1節介護給付費負担金の現年度分につきましては、国からの介護給付費に対する負担金でありまして、交付率については、居宅給付分が給付費の20%、施設等給付分が15%であります。

次に、2項1目1節、備考欄の現年度分調整交付金は、保険者間の財政力の不均衡を調整するため国から交付されるもので、交付率は全国平均5%であります。栃木市は4.368%となっております。

次に、2目1節地域支援事業交付金（介護予防事業）現年度分と次の2節過年度分は、地域支援事業に係る国の交付金で、交付率は25%であります。

次に、3目1節地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）現年度分と次の2節過年度分も地域支援事業に係る国の交付金で、こちらは交付率が39.5%であります。

次に、4目介護保険事業補助金につきましては、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修費に対する国庫補助金であります。

次に、488、489ページをお開きください。5款1項1目介護給付費交付金、1節の現年度分は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、交付率は保険給付費の28%であります。

2節の過年度分につきましても、同基金からの過年度分の追加交付金であります。

次に、2目地域支援事業支援交付金は、第2号被保険者の保険料相当分で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、490、491ページをお開きください。6款1項1目介護給付費負担金は、県からの介護給付費に対する負担金でありまして、居宅分で保険給付費の12.5%、施設等分で17.5%であり、現年度分と追加交付の過年度分があります。

次に、3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）は、地域支援事業のうちの介護予防事業に対する交付金で、交付率は事業費の12.5%であります。

次に、2目、同事業（包括的支援事業・任意事業）は、現年度分、過年度ともに交付率19.5%であります。

494、495ページをお開きください。7款1項1目、備考欄の介護給付費準備基金利子は、介護給付費準備基金基金残高4億1,960万4,079円から生じた利子であります。

次に、498、499ページをお開きください。9款1項1目1節介護給付費繰入金の現年度分は、市負担分として介護給付費の12.5%に当たる一般会計繰入金であります。

2目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）は事業費の12.5%、次の3目（包括的支援事業・任意事業）は19.5%に当たる一般会計繰入金であります。

4目のその他一般会計繰入金は、職員給与費及び事務費等に係る費用をそれぞれ一般会計から繰

り入れたものであります。

5目の低所得者保険料軽減繰入金は、第1号保険料の軽減制度により軽減した保険料相当分を繰り入れたものであります。

続きまして、2項基金繰入金は、500、501ページをお開きください。備考欄の介護給付費準備基金繰入金ではありますが、介護給付費の財源に充てるため、基金を取り崩したものであります。

次に、502、503ページをお開きください。10款1項1目、備考欄の前年度繰越金は、平成27年度決算確定に伴う前年度繰越金であります。

次に、504、505ページをお開きください。11款1項1目、備考欄の第1号被保険者延滞金は、延滞金139件分であります。

次に、2項1目、備考欄の預金利子は、普通預金利子であります。

次に、3項2目、備考欄の第三者納付金は、交通事故等の第三者に起因する保険給付に伴う第三者からの損害賠償金1名分であります。

次に、506、507ページをお開きください。3項4目、備考欄1段目、雇用保険料は、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入しております臨時職員及び非常勤職員26人から預かりました雇用保険料の自己負担分であります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣負担金（高齢福祉課）は、シルバーハウジング入居者からの2人分の負担金であります。

次の介護認定資料複写費用等（高齢福祉課）は、介護認定資料の複写代で、1面につき10円となります。

次の看護実習生受入謝金等（地域包括ケア推進課）は、地域包括支援センターにおける看護学生等実習指導料であります。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

#### ◎認定第5号の上程、説明

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第5、平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） それでは、平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、決算書の556、557ページをお開きください。1款1項1目、備考欄の職員人件費は職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をいたしました職員1人分の給

与等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）は、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の介護予防サービス計画委託費は、介護予防サービス計画作成を本来地域包括支援センターが行うわけではありますが、指定居宅介護支援事業所、いわゆるケアプラン作成事業所に委託した際の委託料で、委託件数は9,927件分であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、548、549ページへお戻りください。1款1項1目、備考欄の介護予防サービス計画費収入は、指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターが、要支援認定者への介護予防サービス計画を作成した収入として、国保連合会から受ける介護予防サービス計画作成料で、1万339件分であります。

次に、550、551ページをお開きください。2款1項1目、備考欄の職員給与費等繰入金は、一般会計からの繰入金で、地域包括支援センター職員人件費への繰入金であります。

次ページ以降の3款繰越金、4款諸収入につきましては、保険事業勘定と同様の事業内容ですので、説明を省略させていただきます。

以上で介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（広瀬昌子君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

なお、本件につきましては、9月15日に開催をする常任委員会において審査を願うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（広瀬昌子君） 以上で民生常任委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 4時54分）